

令和6年9月5日（木曜日）

令和6年度南三陸町議会9月会議会議録

（第3日目）

令和6年9月5日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤	仁君
副町	長	三浦	浩君
総務課 兼歌津総合支所	長	千葉	啓君
企画課	長	岩淵	武久君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	菅原義明君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局書記長	千葉啓君
農業委員会事務局長	遠藤和美君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
主幹	佐藤美恵
主事	小野真里

議事日程 第3号

令和6年9月5日（木曜日）

午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 報告第5号 南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

- 第 4 議案第 1 2 号 南三陸町防犯カメラの設置及び運用に関する条例制定について
 - 第 5 議案第 1 3 号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第 1 4 号 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 - 第 7 議案第 1 5 号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 8 議案第 1 6 号 南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 9 議案第 1 7 号 工事請負契約の締結について
 - 第 1 0 議案第 1 8 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 1 1 議案第 1 9 号 町道路線の変更について
 - 第 1 2 議案第 2 0 号 町道路線の変更について
 - 第 1 3 議案第 2 1 号 町道路線の変更について
 - 第 1 4 議案第 2 2 号 町道路線の変更について
 - 第 1 5 議案第 2 3 号 権利の放棄について
 - 第 1 6 同意第 1 0 号 教育委員会委員の任命について
 - 第 1 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日も一般質問からとなります。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、6番後藤伸太郎君となっております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、3番高橋尚勝君、4番須藤清孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、伊藤俊君。質問件名、住民ファーストの防災施設と地域づくりについて。以上1件について、伊藤俊君の登壇、発言を許します。1番伊藤俊君。

〔1番 伊藤 俊君 登壇〕

○1番（伊藤 俊君） おはようございます。

それでは、ただいま議長に許可をいただきましたので壇上から一般質問いたします。

今回の一般質問のテーマは、防災、特に住民ファーストというか住民が本当に主体的に地域の地区の防災のために行われるそのための施策についてお尋ねすることと、あとはやはり防災と密接に関わる地域づくりについていろいろお聞きしてまいります。

質問の要旨は、災間を生きる私たちにとって防災への取組は安心・安全なまちづくりの礎であり、日々の積み重ねが大切だと考えます。

現状は、人口減少、高齢化などの要因だけではなくて、震災の記憶の風化も含め、防災意識の向上、地域での支え合いなど、日々の積み重ね、取組自体が難しくなっていく状況にあるのではないかと思います。また、それぞれの地域特性に合わせた自主防災組織の在り方、消防団員の成り手の確保、次世代だけじゃなくて高齢者への防災教育環境を整備していく必要性があると考え、地域力の維持、底上げについて、これも5年先、10年先を見据えた取組を

進めていくべきと感じるところであり、以下について考えを伺います。

- 1、南三陸町地域防災計画について新たな更新状況はいかがでしょうか。
- 2、地域力の底上げにつながる自主防災組織の在り方について。
- 3、指定避難所は人権に配慮された環境整備がなされているか。
- 4、消防団の組織体制強化について今後の考えは。
- 5、次代への防災教育とともに高齢者への防災教育も含め環境整備の考えは。

以上について、町長並びに5件目については教育長の御答弁を求めます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

伊藤議員の御質問、住民ファーストの防災施策と地域づくりについてお答えをさせていただきますが、初めに質問の1点目です。南三陸町地域防災計画の更新状況についてですが、地域防災計画は、災害対策基本法の改正、防災基本計画、県地域防災計画の見直しなどがあつた場合に、また本町の防災対応等の変更に応じた見直しを行うことを基本といたしております。直近では、令和6年、今年の3月と5月に開催した南三陸町防災会議において、多様な主体と連携した被災者への支援方法や情報伝達方法など、防災基本計画、県地域防災計画の修正内容を反映した改訂を行っているところであります。

次に、御質問の2点目になりますが、地域の底上げにつながる自主防災組織の在り方についてであります。自主防災組織の役割としましては、平時からの備えとして地域における防災知識の普及、防災訓練の実施や防災資機材の整備等が挙げられ、また大規模災害時には災害情報の収集と伝達、避難誘導、初期消火活動や被災住民の救出、救護などが挙げられます。

町では、自助、共助の推進を図り、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、平成24年度から南三陸町自主防災組織育成事業費補助金を創設して組織の設立を推進し、防災力強化を図ってまいりました。現在の自主防災組織は69行政区中49行政区が設立しております。組織化率は71%となっております。有事の際においては自助、共助が重要でありますことから、今後におきましても、各地域の自主防災組織と連携して地域の課題や土砂災害における避難経路等の検討などを行い、地域の防災力の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、御質問の3点目になりますが、指定避難所は人権に配慮された環境整備がなされているかということですが、現在、町内の16の施設を指定避難所として指定しております。

避難所におけるプライバシー保護などを目的として、パーティションや屋内用テントを備蓄しておりまして、食料や飲料水、簡易トイレ、パイプベッドなどの日常生活を送るための物資の備蓄も行っております。また、女性や子供の避難生活に必要な物資の備蓄も進めておりまして、避難所での生活が少しでもふだんの生活に近づけるように、今後においても避難所の環境整備に努めてまいりたいと思っております。

次に、御質問の4点目、消防団の組織体制強化についての今後の考えについてであります。日頃から気仙沼・本吉広域行政事務組合消防本部や消防協会本吉地区支部と連携し、新入団員や昇格した幹部への教育訓練、火災防御訓練などを行い、消防団の組織体制強化に努めております。また、老朽化した消防団拠点施設の整備や消防ポンプ積載車の更新、災害時の道路啓開を行うためのチェーンソーの配備など、消防団の装備品の充実を図ってきているところであります。

令和3年度3月会議において、南三陸町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の改正について御決定をいただきましたが、改正の趣旨は、現在、そして将来を見据えた消防団員数の見直し及び処遇改善を図ることなどを目的としたものであります。今後においても、消防団の組織体制の強化や処遇改善を努めてまいりたいと思っております。

次に、御質問の5点目であります。町では幅広い世代や多くの方に対し、防災についての体験学習や東日本大震災の被災体験を後世に伝え継ぐための施設として、南三陸311メモリアルを整備しております。

また、地域住民や事業者に対して防災・減災に資する情報提供を実施するとともに、自助、共助による各種活動を推進するため、南三陸町安全・安心なまちづくり条例を平成26年9月に制定しております。

また、毎月11日を南三陸町安全・安心の日と定め、広報紙や防災行政無線放送などにより防災意識の向上を図っておりまして、今後についても幅広い世代の防災意識の向上に努めてまいりたいと思っております。

引き続き、教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは、私から伊藤俊議員の御質問の5点目、次世代への防災教育とともに高齢者への防災教育も含めた環境整備の考えについてお答えをいたします。

各学校においては、学習指導要領に沿った教科横断的視点による防災教育を実践しているほ

か、避難所運営活動の実施、幼保小中高の連携、少年防災クラブの取組など、学校安全担当を中心に防災教育の充実に努めているところであります。

みやぎ防災教育副読本を活用し、防災に関する知識や技能を学ぶことをはじめ、授業中や休み時間、バス乗車時、登下校時、J－A L E R Tなど様々な状況を想定した避難訓練、さらに総合的な学習の時間や学級活動の時間を使って自分たちの地域の特性を踏まえた防災マップを作成するなど、体験的に学び、地域の一員として防災を考えていくことを大切にしながら防災教育に取り組んでおります。

特に中学校では、災害を想定した調理方法等を学ぶ炊き出しなどの活動や、災害時の様々なケースを想定して生徒たちに考えさせながら避難所を設営、運営する避難所運営活動など、自助、共助を意識した実践的な学習を行っております。これらの活動は、全国優良少年消防クラブ表彰の最高賞である総務大臣賞を令和4年度に歌津中学校が、令和5年度に志津川中学校がそれぞれ受賞しており、全国的にも評価されているところであります。

教育委員会といたしましては、学校防災担当者会議を実施し、各学校の防災教育に関する取組を共有し、町内小中学校の防災マニュアルを毎年改訂しております。また、震災から10年以上が経過し、震災の記憶を持たない児童生徒が増加しており、震災の記憶や教訓を次世代に伝承していくためにも、学校職員を対象とした町内震災伝承施設等の活用研修を継続し、どんな災害があったとしても子供たちの命を必ず守るという使命感を培うことができるような研修を充実させてまいります。

今後も町の子供たちに防災の知識や技能を身につけさせるだけでなく、地域の人々に関わりながら、ふるさとを愛する心情を育み、命の大切さを伝えることができる将来のリーダーとしての資質、能力の育成を目指した防災教育を推進してまいります。

○議長（星 喜美男君） 暑い方は脱衣を許可いたします。

1 番伊藤俊君。

○1 番（伊藤 俊君） それでは、御答弁いただきました。

また、項目の1 番目からさらにお聞きしてまいります。

防災をテーマとした質疑、質問というのは、当議場の中でも私も繰り返し行ってきており、その都度答弁もいただきました。そして、テーマ自体はすごく広範囲にわたるものですので、そういった全体的な話を若干お聞きするとともに、今回はより町民の皆様に近い部分、共有したい部分について、その内容であると思うものの考えを確認したいということをお願いいたします。

町長常々おっしゃるように、防災はそれこそ完璧なものなどないですし、そしてその時々によりリーダーが適切に判断することが重要であるということも、その考えも理解しております。その上で、様々な環境変化著しいです。それは自然環境であり社会情勢であると思えますし、ただ施策の幹なるものは当然存在していて、そこは残しつつ、それでも変化や改善も少なからず必要と考えますので、今回このような質問をさせていただきました。

まず、ちょっと詳しく質問に入る前に、大局的なのというか、昨日おっしゃっていた大所高所の考えをちょっとお聞きしたいと思うんですが、町の防災を語る上でやはり大きな転換点としては東日本大震災がありました。それ以降ももちろん様々な災害起きる中で、防災の対策施策は更新作業を少しずつ積み重ねてきていると思います。長年、町長は町のトップとしていろいろ判断されてきました。例えば、防災の施策を形にしていこうとする中で、それでは町長自身が何かを変える、何かを改善しようと思う基本的な考え方、もしくは御自身の中で何かそういったこれは変えるべきだという基準が存在するのであれば、その所見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 御質問の趣旨の中でいけば、町民の皆さんファーストと言いますが、基本的には町民の皆さんの意識をどう変えていくかということがまず1つ大事だということ、自分事として捉えてもらえるということが防災にとっての一番重要な部分かなと思います。

それから、行政サイドの話ということでは、東日本大震災で弱点というのが多々ありました。例えば、防災の観点での相互応援協定の締結ということについては、近隣の自治体との提携をしておりましたが、残念ながら東日本大震災で同じ被害を受けてしまったということがあって、これが実際に震災のときに機能しなかったと。唯一機能したのが、同じ震災で被害を受けなかった山形県の庄内町でしたので、そういった観点を踏まえながら、東日本大震災以降、9か所の自治体と防災協定を締結させていただいたということで、これがある意味、町としての防災の強固なものに一步一步近づいていったというふうには間違いないと思っております。

それから、やっぱりちょっとこれはうちの町ということではないんですが、基本的に日本全体と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、多分、新聞あるいはテレビ等で御覧になったかと思いますが、4月3日に台湾で地震あった際に、避難所の運営の在り方、それから食事の在り方、日本と雲泥の差です。実は阪神淡路大震災以降、台湾の防災関係の皆さん方、日本に随分視察においでになったと。そこから台湾独自の防災の対応の仕方ということを研究して

きたということで、もう今や日本をはるかに上回る体制を整えるというところまで行き着きました。

片や、日本の今の現状はどうかというと、阪神淡路から東日本大震災から熊本地震から能登半島から、もうことごとくいまだに雑魚寝と、いわゆる体育館でそのまんまの状況の中で生活をするという何ら対応が変わっていないということがありますので、ここは私、講演であちこちお邪魔させていただく際に、ここは日本全体、各自治体が手を合わせて変えていかなければいけないということで随分お話をずっとさせていただいておりますが、その件については、非常にやっぱり震災がいつ来るか分からないという災害を想定している自治体の皆さん方にとっては全くそのとおりだねというお話をいただいておりますので、こういった話をどンドンどンドン広げていくということが非常に大事なことだとなつくづく痛感をいたしております。

という今一部の話をしましたけれども、そういったもろもろ、やっぱり我々として一番は、震災でどうあのときに困ったかというか対応できなかったかということが原点にあって、そこをどう改善するかということがうちの町の防災についての一番の原点になっているんだろうなどは認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 詳しくお聞きしました。1番目の地域防災計画については、一通り内容を拝見しても、もちろん多岐にわたっていていろいろな部分を幅広く網羅されている点が、逆に大幅な見直しというのは言わば何か本当に大きなことがない限りはないだろうなというのは理解しています。また、日々のいろいろな活動に努めていること、それから必要性がある場合は防災対策会議でいろいろ更新されることも伺っております。

ただ、それが町民の皆様に伝わるか、伝わらなかった部分でいうとやはりもう少し努力が必要じゃないかと思う部分もあり、地域防災計画というのはまさに防災の上位計画であると思うんですが、ちょうどこのタイミングで本年度から町の第3次総合計画も運用が始まりました。その中で、もちろん防災の課題というのはいろいろ書かれておりますので、第2次から第3次に移るときに何か変わるのかなと思って拝見はしたんですが、逆に言うと、同内容のものだったのかなとちょっと示されておりましたので、これは総合計画という、逆に本当に上位計画だからこそ大まかで内容が変わらなかったものなのか、何かを変えるのではなくて何も変えずに記載になったのかという部分がちょっとお聞きしたい部分かなと思いますので、その点はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 総合計画に関連いたしますので私のほうからお答えをさせていただきます。

議員御指摘ございましたとおり、総合計画本体につきましては、やはり幹となる計画でございますので、事細かにあまり掘り下げたといった部分は記載いたしてございません。

一方で、総合計画の見直しに合わせまして、各課所属のほうから主要事務事業の整理ということで出てまいっております。消防防災機能の充実といった部分では、中身としますと、これまで基本的に展開してきました消防防災力の充実の部分では、広域消防との連携強化ですとか、広域消防に限らずして防災関係機関との連携強化ですとか、そういった主要項目について多岐にわたってうたっております。

その枝葉となる実施計画につきましても、大きく何かが変わるといったことはこの分野ないのかなと考えてございまして、今後、ローリングの中でいろいろと実施していきます事業をより柔軟な形で展開していくといったことで今調整を進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） どういう伝え方というか、町から住民の皆様に対してどういうふうに伝えていくかというのは、これも試行錯誤の連続だとは思いますが。総合計画が出された時点で、何か防災の部分もちょっとこういうところをこれからまたさらにやっていきたいと思いますねみたいなメッセージ性があるのかなあと思えば、あまりそこはちょっと着目がそこまで行かないような内容かなとも感じましたので、また、どういうふうに伝えていくか、普及していくかというのは、今後の課題であるかなと思います。

まず、県の総合防災訓練も行われまして、いろいろな連携訓練ですとかいろいろな形で今までにないような形で様々な訓練なされたかなと思いますし、また住民の皆様も大勢参加されて、いい訓練だったなとは思っております。

その訓練でも見られましたが、いろいろな企業の方のブースもたくさん出ていらっしゃいまして、ただ1つあれだったのは、あまり一般の方が松原公園にいらっしゃるような雰囲気でもなかったのかなと、関係者が非常に多くて。そこにはやはりいろいろな形で新しい取組が紹介されているブースもたくさんありましたので、そういったところは私たちも、取り入れる、取り入れないではなくて、やはり真摯に学ぶというか気にかける必要性はあるのではないかなと思います。

新しいものがどんどんどんどん入ってきていますし、この質問の部分で言えば、様々な環境

変化がやっぱり起こっているのかなあとと思います。その中で、適宜必要な部分は追加修正していくという姿勢は今後も変わらないとは思いますが、例えば、今回の防災訓練を踏まえてでも構いませんし、また今年能登半島地震も起きましたが、いろいろ起きてから気づかされた部分あるとは思いますが、例えば、これから喫緊で何か必要性がある、追加すべきものがあるという考えがあればそこは伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） おはようございます。

今、喫緊で何か追加等の支援も含めて取組という御質問でございますけれども、冒頭、町長が答弁いたしました、今回の地域防災計画の見直しの中でも触れているんですけれども、情報伝達方法ですとか、あとは多様な主体と連携するという部分でございます。

今回、ヤマト運輸さんと物資の輸送等の関係での連携協定を結んでおりますし、あとは防災の災害の情報の発信という部分で、登米のコミュニティーFMさん、はっとエフエムさんと協定を結んでいるという部分で情報強化も図っているというところでございますし、あと情報伝達という部分で、今年1月に行われました原子力防災訓練の中で行政区長さんにも参加いただいて行ったんですけれども、スマートフォンのアプリを使った情報伝達ということで、そのアプリのQRコードで避難所の情報ですとか、あとは被災の現状、災害の現状をお知らせできるといった新たな試みという部分を今回追加しているというような内容です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと補足的な話をしますが、9.1の総合防災訓練において、昨年は石巻で開催をされて私も出席させていただきましたが、通常1か所の会場で、そこである意味、消防、警察、自衛隊、そういった専門的な方々が集まって一定の訓練をしてということですが、今回の防災訓練については、まさしく地域防災計画にのっとった連携とか、あるいは地域住民を巻き込むとか、そういった基本的な部分をどう展開してこの防災訓練に結びつけるかということで、いろいろ担当課を含めていろいろやっていただきました。

本当に今回の防災訓練終わりました、宮城県の防災担当のほうからは、見本的な訓練だったということで来年度からの防災訓練に向けてこういう展開が必要だなという大変高い評価をいただきました。

これは何を言うかというのは、さっき言ったように、基本はそういった南三陸町の地域防災計画でこういう方向性を目指していきましょうということをおある意味ひとつ具現化したのが今回防災訓練だったと思いますので、そういう意味では大変成果のあった訓練だったなと思

っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ、方向性が具現化されたものと思いますし、それをまた来年度以降は県の防災訓練はまた違う会場で行われていくと思うんですが、町の総合防災訓練としてはその辺の内容を突き詰めていくというのは、これはもう当然のことと思いますので、そのこの努力を引き続きお願いいたします。

先ほど冒頭、町長おっしゃっていただきましたが、防災のいろいろな施策を考えるときに、東日本大震災が1つの契機ではあったにせよ、自然環境の変化でまたどんどんどんどん違うケースの災害が起きているのはいろいろもう皆さんも御存じのことと思います。今、能登半島地震も8か月経過して、いろいろな形で、情報はかなり限定はされていますが、伝わってきているものがある中では、私たちがやっぱり学ぶべきものがまだまだあるのではないかなと思います。経験した私たちが伝える側になることはもちろんいまだにありますけれども、学ぶ側になることも必要と考えます。

先ほど、台湾のことを町長言及いただきました。まさに本当に、私も先日新聞で拝見しましたが、これだけ学んだことをそのままにしないで次に生かすというその姿勢は、正直、新聞記事を見ただけでもすごいなと思いますし、せつかく私たちの町はそれこそ台湾と密接な関係にあるからこそ、またそれを学ぶ姿勢というのは必要とも思います。そのことについて、今後さらにお互い高め合っていく工夫ですとか何か必要性があるということはお考えかと思いますが、その点をお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1つの例として台湾のお話をさせいただきましたが、あれは一自治体としては無理です。できません。

この間、7月末か、自民党の青年局の方々がおいでになって、私もバスに乗ってガイドをしました。その際に台湾の話もしました。これは国挙げて、自民党の青年局、あんなたち若いんだからこれからの災害に備えるのはあなたたちの力がしっかりないとやれないよという話をしたんですが、彼らは私が言ったからかどうかは分かりませんが、8月末に青年局の方々、台湾に行って、花蓮でいわゆる避難訓練所の立ち上げ訓練やっています。

だから、そうやって少しずつ皆さんがこういう避難所運営をしなければいけないということ、政治に携わる方だけではなくていろいろな方々に意識を持ってもらってやっていかないと、一自治体だけ台湾がこうだったからやりましようと言ったって、これはもう不可能です。

まず無理です。実質、台湾があそこまでやれたのは、やっぱりそれなりの資金力のある組織があって、そこがある意味大きく手伝ってくれているというのがありますので、これはやっぱり日本でやろうとするとそれなりの、私が個人的に思っているのは、一部上場企業の方々が過去にないぐらいの内部留保を持っているんです、会社で。この内部留保を防災という観点で一定の資金を提供するという事は、日本全体の防災力を上げるという意味においては大変重要だと思うんです。国がそこまでやるかどうかという以前に、民間団体、民間組織、民間の皆さんがどういう意識を持って日本全体の防災の地力を上げていくかということに取り組むことが、ある意味、今後の日本全体の防災力を上げるためには重要なことなのかなと私は思っているんです。

ですから、ぜひ企業の方々で大変内部留保を抱えている大手企業の方々いらっしゃいますので、そういうところに協力してもらおうということが非常に大事なのではないかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ、今おっしゃっていただいた内容というのは、地力を上げるという部分では底上げですよ。すごく大事な力だと思いますし、当然、台湾の話はあくまで一例ですので、これはもう国・県、各自治体だけじゃなくて各関係機関、民間企業含めて全ての力においてやっていかないと、当然実現しないだろうなとも思います。

ただ、逆に言えば、じゃあできること、できないことを整理する中では、私たちの町で、先ほどヤマトさんですとかいろいろな民間協定のお話も出ましたけれども、今後も必要な部分において民間との協定というのは、町自体でなかなか全部が全部できないからこそ、ある意味連携の力を強めていく協定というのは、やはりこれからも必要じゃないかなと思います。

そこで、今後もいろいろな協定が考えられるとは思いますが、ぜひ、それを発信するときに、やっぱり町民の皆さんに、広報でももちろん掲載するんですけども、広く認知されるような工夫というのは必要じゃないかなと思いつつ、ちょっと1つ目の質問を終わりたいと思います。

2つ目、自主防災組織の話なんですけど、組織率の話はもう3年前からいろいろお聞きして、自主防災組織についても中身の事は質問させていただいておりました。組織率を高めるだけが全てではないとは思いますが、ただ、まだまだ行政区69に対して自主防災組織49ということは、まだまだ工夫する余地は残されているのかなと思いますので、何か高めるために考えていることはあるのかということをお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 自主防につきましては、非常に協力をいただいた中で行っているんですけども、まず自主防災組織の設立に対して補助制度を実施しているところがございます。自主防災組織育成事業という内容で、構成団体の人数に応じて様々な補助を出しているということ。その補助事業の内容といたしましても、活動支援でしたり、あとは機材の整備の補助だったりというところで、支援、あとはそういった地域防災力を高めるための強化を行っているというところがございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そこからちょっと前進があるのかということなかなか難しい面が多々あって、簡単には進まないなと思っております。この話においては、いろいろまた地域ごとの事情がありますので、例えば、隣の行政区同士で組んでやるとかというお話も過去ありましたし、また、設営したからといって、じゃあそれが稼働に結びついているかという、なかなかそれもちょうと考えさせられてしまうような現状ではあるのかなと思っております。

特に、これどういうふうに進めていくかというのはやはり考えなければいけないんですけども、これ始める、手をつけていく場合にアプローチしていく場合に、やはりこれはあくまで住民主導というか、やはり住民の皆さんから、うちではちょっと単体では無理だから隣と組んでやるとかという申出が必要なのか、それとも、やはりもうなかなか進まないの町側からこういうふうな提案はいかがでしょうかみたいなアプローチになるのか。あくまで相談ベースになってしまうと、結局、住民からアクションがない限りは何も進まないんだろうなともちょっと印象を持ってまして、問いかけ自体は行政区長会議でもされているのか、いないのかとか、その点のちょっと現状をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） アプローチの仕方なんですけれども、なかなか住民から自主的な相談というのはいないです。したがって、こちらから呼びかけというところが大きくなるのかなと思っております。

現在、お話もあったように、2つの行政区で1つの自主防というところが多数あるんですけども、今計画しておりますのは歌津地区の弘川行政区です。今、自主防ございませんので、そこは隣の行政区、石泉とか樋の口とかそういったところでの合同でという部分で、今、計画をしているというところなんです。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 課長の悩んでいる顔を見ていると、やっぱり何かしらアクションしてい

かなきゃいけないかなとは感じております。

担い手が不足しているから、イコール統合ではないと思いますし、また結局、今後、人口動態も変わっていく、それから面積が統合すればするほど広がって逆に大変な目に遭うとか、いろいろな行政区と自主防災組織をどういうふうに関連づけていくかというのは難しい、かなり簡単ではない問題かなとも思っております。例えば、基本的には行政区がそのまま自主防災組織になっているケースも多いと思うんですが、そこの周知を誤ったり怠った場合に、何か起きた際に無用の混乱も生まれるんじゃないかなともちょっと心配しているんですが、その点についてどのように思っているか考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） ちょっと答えになっているかどうか分からないんですけども、やはりコロナの影響というのが非常に大きくて、この三、四年、自主防の活動がうまくできていないというところが非常に多かったと聞いております。5類に移行をしたので、今後、そういった活動のまた活発化というのは期待しているところでございますけれども、消防団もそうなんですけれども、どうしても近隣の市に通って仕事をしているという部分とか核家族化という部分も、非常に組織の衰退という部分に関しては大きいのかなと感じているところです。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まさに、後ほど消防団のところでもお聞きしたいと思うんですけども、まず組織をつくることから始めないと、なかなか住民の意識も高まっていくかというところからスタートかなと思う部分もありますし、あとは設立の補助ですとかもちろんいろいろメニューはあって、設立はした、ただ、そこからやはり継続的に稼働させていくというのが日々の積み重ねにつながりますし、何回も繰り返しの言葉かもしれませんが、地力を上げていく、住民の意識をどう変えていくか、自分事にしていくかということにつながるというふうになるとは思います。

いずれにせよ、住民側も行政側もマンパワー不足というのは常々の課題ですし、今、課長おっしゃいましたようにライフスタイルの多様化とかというのは地域力を上げる力に変えられるかというところ、なかなか、特に日中においては、地域に残っているのは仕事に行っていない方々というのも現実問題でもありますし、そこでやはり組織をつくったとしても、無理のないように継続させていく工夫というのも必要かなと。結局、頑張ろう頑張ろう、これもこれ

も頑張らなければいけないとやってしまうと、無理がたたって結局みんな、ああ駄目だとなることもあるかなと思いますので、無理のないように継続していくために、例えば、ちょっと地域防災計画と地区防災計画を混同しちゃいけないんですけれども、それぞれの地区防災計画においては、計画の中に、例えば、本当に次世代の育成について何か言及というか盛り込むことをしてみたり、例えば、物資の備蓄にしても、無理して備蓄というよりかは、例えば、これほかの自治体のとある自主防災組織の例でもあるんですが、備蓄はしないで災害時に皆さんいろいろ持ち寄って、それで作りましょう。例えば、お米も60世帯で1合ずつ持ち込めば、しばらくおにぎりであれば3日分ぐらいになるとか、そういった工夫というのは、備蓄ありきの考え方を覆すわけではないんですけれども、工夫という点においては1つの例かなと思いますので、そういったあらゆるその地域に合った防災の在り方というのも、やっぱり住民の皆さんがまずは考えていくことで、自助から共助になっていくのかなと思っております。

ということで、すみません、何が聞きたいかという、自主防災活動支援事業補助金については3月にもうお聞きしました。中身はやっぱり資機材についても、答弁はもしかして半分ぐらいしか言うことないんじゃないかということでもありましたし、なかなか防災訓練しないにしても使われていないという現実があったんじゃないかなと思います。そういったところから、ぜひ、やっているとは思いますが、防災区長会議でも投げかけていくというふうにもそのときもお答えいただきました。その後の、例えば、進捗というか何か進んだ点はあるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 正直、そこから何か進んでいるかと言われると、正直進んでいないのが現状でございます。逆に、この辺の沼田地区の行政区に関しては、正直必要はないんじゃないかみたいな話もあるんです。

ただ、高齢者が多いというところから来ているとは思っているんですけれども、そういった中でも、高齢者が多ければ多いなりにそういった避難の体制ですとか、ふだんの生活する上での注意ですとか、そういった部分というのは必要だと考えておりますので、引き続き、行政区長会議等も通じながらそういった自主防災組織の強化という部分は訴え続けていければかなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。非常にこの部分については、引き続き苦慮されていると

思いますし、また、ただ引き続き強くアプローチしていかなくちゃいけない部分かなと思いますので、そこはぜひともお願いしたいと思います。ちょっとこの自主防災組織の部分については、今回5番目にも関わりがあるので、ちょっとまた5点目に行ったときに1つ追加でお聞きしたいと思います。

それでは、3点目行きたいと思います。

指定避難所の話でございます。いろいろな形で人権に配慮されているという答弁でもありました。ただ、それをじゃあそれで大丈夫なのか、よしとするかではなくて、やはりいろいろな形で基準をそこで定めてしまうと、そこから上げていくというのはなかなか簡単ではないので、そもそもじゃあその基準を最初から高い位置に持っていくこともやり方の1つじゃないかなと思ひまして、これはもう8年前なんですけれども、2016年に内閣府のほうで推奨された部分ですが、これ国際基準なので何も国際基準に合わせましょうという話じゃないんですが、参考までに、スフィア基準という人道憲章と人道支援における最低基準というものがありまして、その中でいろいろ災害とか紛争、国際基準なので災害だけじゃなくて紛争も関わってくるんですが、被災者の権利、そしてその人たちの支援をする活動の最低基準について定められているのがスフィア基準と言われております。

特に人が生命を存続するために必要不可欠な4つの要素が示されておまして、もちろん水とか食料とかトイレの話とか、例えば、プライベートスペースの確保とかという部分ではうたわれておりますので、これをそのまま当てはめることではなくて、これを参考にするというのも1つありかなということも思ったので、先ほどいろいろ配慮された話は聞いたんですけども、今後も避難所の環境整備、運用について、この基準というのは今後参考にされていくものなのか、またはオリジナルで独自に考えていくものなのかどうか、そこをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前の南三陸町というもののいわゆるそういった避難所の運営の仕方と、それから震災後のこうやって復興が完成した後の南三陸町の避難所の運営の在り方というのは、基本的にはこれ大きく変わってきている。現実が変わってきています。そういうふうになるためには、国・県の大変な御支援をいただいて全て高台に住むというようなまちづくりを進めてきましたから、震災前のように体育館にこれだけのものを集めなきゃならないとかというのは、もう今、現実的ではないと思います。

ですから、したがって、国際基準というよりも日本基準というかというよりも、南三陸基準

というのがあってしかるべきなんだろうなと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 南三陸基準がそれこそ、逆に言えば国とか県よりもさらに経験した私たちだからこそ高い基準で進めていくことこそが、逆にほかに対しての1つ先例的なモデルになるのかなと思いますし、それを取り組んでいくからこそ、より発信性も高まっていくのがこの町のいいところかなとも思います。

当町の場合は、2つの中学校において、もちろん防災技術の向上や知識、訓練経験の蓄積においてもかなり秀でているということは周知のとおりですし、先般の防災訓練でもありましたとおり、避難所運営についても機材の面であったりだけではなくて、人的な部分の両面な環境整備も大分進んできたのではないかなという事は思っております。

ただ、それ2つの中学校が先鞭を取ってやっているからこそ、では先ほどの16あるほかの指定避難所については、環境が違いますので同レベルまでとはいきませんが、ただ、底上げ的なところはなされていくものなのか。同じようにほかの避難所においても、例えば、いろいろな配慮がなされていくのかどうかという部分をちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 議員話されたように、もはや昨今、避難所だから環境悪くて仕方がないというところではないと思っております。先ほどスフィア基準の話もございましたけれども、なかなか一長一短で、例えば、トイレを整備するとかという部分は今後必要なのかなというところは考えておりますけれども、質の向上という部分は取り組んでいかなければならないと考えております。当然ながら被災者の健康を守っていかなければいけませんし、そういった中で、その後の生活再建という部分の活力にも避難所の環境というのは影響するのかなと思っておりますので、そういった意味で質の向上という部分は今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そこは高台移転したからこそ住まいは安全というのが大前提だったわけですが、そういう意味では、じゃあ避難所があるからそこにみんな来るかというところでもないというのが、今のこの町の復興後の1つの現状かなとも思っておりますので、避難所を極端にいろいろ変えていこう、整備していこうということでもないんですけれども、ただ、やっぱり避難所に来る方々というのは、例えば、要支援者であったりとか、

一般論で言えば弱者というカテゴライズになるのかなと思うんですけども、高齢者も様々ですけども、高齢者、障害者、女性、子供の方、もしくは今後増えていくであろう海外の労働者の方々ですとかについても配慮を考えていかないと、やっぱりいざというときに何もできないのではないだろうなとは思いますが、常に課題となっている要支援者の避難計画はもちろんあるんですが、その後の、今課長おっしゃったように、命を守ることはできました、ただ、守り続けるためにどうしていくべきかという部分、ここをどういうふう考えているか、そこをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 考え方は分けなきゃならないと思っているんです。実はもう避難所においてになっている方で、短期でそこでお世話をしなければならぬ方なのか、あるいはなかなか自宅に帰れなくて長期で預からなければならぬのかということのケース等も出てくると思いますので、ある意味、避難所に来た方々で町として支援、お世話をするというのは短期ということになって、もし、いわゆる要支援の方々、支援しなければいけない高齢者の方々等がいれば、ある意味、これは町外の施設とか、あるいは宿泊施設とか、東日本大震災でそういうネットワークができましたので、そういうふうなお世話の仕方というのは、あの当時と違ってそういうネットワークができたことによって、そういう支援の在り方、避難所生活の在り方というか、トータル的に言えばそうなんです、そういうことができる環境が整ったというのは、うちの町としての強みの1つかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 今、分けて考えて整理することも必要ですし、ただ、その考えをやっぱり町民の皆さんも知らなければ、戸惑いですとか混乱も生まれてしまうのかなという心配もありますので、普及とか告知とか周知の仕方というのは、安心・安全の日においてもいろいろ毎月されていると思うんですけども、この部分もまた多分違う分野でお話するときに出る話題かもしれませんが、もっともっと強化していくべき部分かなと思っておりますので、そこは切にお願いしたいと思います。

実は、避難所の話をしたのは、先ほどのやっぱり自主防災の計画とも関連ありまして、要は避難所運営を地区の方々が担うことになったときに、やっぱりいろいろな配慮を考える力がないと、やっぱりなかなか、特に支援を必要とするの方々にとってはそこまで行き渡らないというのが一番心配される部分でありますので、ぜひ、そこも日々の計画の実践の中で、活動の実践の中で考えていただくべき問題かなと。

これはもちろん行政側じゃなくて住民側の話ではあるんですけども、端的に、例えば、避難住民にしても、情報発信とか健康班ですとかいろいろ班編成があると思うんです。よく、震災時もそうでしたが、ちょっとこれはあくまで限定された話なので全てがそうではないんですけども、例えば、男性、女性だからこしなきゃいけないとかという部分もいまだに見受けられる部分ありますし、特に女性だからトイレ掃除しなきゃいけないとか、女性だから御飯作らなきゃいけないとかという部分は、もう実は古いんです。そこへもやっぱり人権的な配慮ですとかハラスメント教育だとかそういった部分も関わってくるという話になると、どんどん收拾がつかなくなるのでやめますけれども、この部分の結びとしては、ソフト面を重視するのであれば、やはりそれぞれの取組が当たり前化していく、要は、町長さっきおっしゃいました当たり前化、要は自分事になっていくような住民側へのサポートを期待するという部分で、この避難所の話を終わりたいと思います。

では、すみません、ちょっと矢継ぎ早ですけども、4点目、消防団についてお聞きしたいと思います。

現状においても、人員確保は大変な課題です。定員450名に対して、一応令和5年度の末時点で408名の団員さんという資料でございました。町としては、もちろん分団ごとの人数とかどこまでカバーしているかちょっと聞きたいと思っていたんですが、年齢構成、職業というところかな、個人情報に関わらない部分でどこまで統計していらっしゃるのかなど。どこまで情報収集とか統計分析できたのかなあというのが気になる点です。その数値とか状況が分かっていないと、どういうふうに組織強化、人員確保していくかというアプローチもなかなかしづらいんじゃないかなあと感じていますので、そういったこと、情報収集、統計分析がどこまでされているかどうかというのをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず、町内12分団までございまして、平均年齢が、これは令和5年4月1日現在、ちょっと1年前なんですけれども、53.3歳でございます。うち女性団員が3名。すみません、先ほど408名という話がありましたけれども、今年度1名減りまして407名という人数というところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） なかなか難しいと思うんですが、じゃあ平均年齢が出されている、女性という人数も伺いましたが、そうすると、例えばですけども、団員、分団ごとの人数があって、それぞれ年齢とかのリサーチは一人一人ずつというか、平均が出されているからもち

ろんあると思うんですけれども、それを年次ごとには統計で蓄積があるんでしょうか。もう1回ちょっと踏み込んで聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） ちょっと今手元に年次ごとの人数、年齢というのはないんですけれども、こちらの集計といたしましては、21歳未満が何人だとか、あとは21から25まで、26から30まで、そういった5歳ごとの年齢構成での統計を取っているというところですよ。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） すみません、ちょっと追加で、今、年齢構成とか人数とかの話はあったんですが、すみません、細かい勤め先とかではなくて、例えば、この方は自営業、この方は農業とか、そういう部分まではカバーしているかどうか、ちょっとそこを確認させてください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） すみません、その職業まではカバーしておりません。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤俊君の一般質問を続行いたします。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、先ほどに続きまして質問をさせていただきたいと思います。

今、いろいろ人数とか年齢とか職業どうですかというお話まではしたんですけれども、ちょっとそこを当然1年たてば年齢は上がっていくはずなので、そのまま若い皆さんを特に入れていかないと平均年齢は上がっていくのが当然のことではありますし、じゃあそこが分かっているのであればどうアプローチしていくかというのがこれからの話だと思います。

もう一つちょっと気になる点がありまして、消防団というのはもちろん各地区における行政区なのか、この町には契约会なるものもありますので、いろいろな地域のコミュニティーというのはまた様々ですけれども、地域における防災の推進の担い手になるのも消防団かなとふだんの警戒活動も含め思っておりますので、そこで行政区あるいは自主防災組織と消防団

の分団構成というのはリンクしているものなのか、それともそれは違って行政区イコール何々分団ではなくて、ある程度違った構成になっているのか、もし違っているのであればどれくらい違っているのかというのをどこまで把握されているかどうかというのは難しい質問かもしれませんが、現状をお聞きしたいと思います、お答えできる部分で結構でございますのでお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 行政区イコール消防団の班ということではないです。当然ながらまとめてやっているんですけども、一例を申し上げますと、例えば、第1分団であれば寺浜……。例を出すとちょっとまたややこしくなるので、すみません、例えば、1つの分団で4つの行政区とか5つの行政区ということでもまとめた班構成になっているというところまで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まさにそのややこしさが逆に分けて考えなきゃいけない部分でもあると思いますし、ただ地域としてはじゃあどういふふうに分けて考えていくかというのも、逆に住民の皆さんが消防団だから、自主防災組織だからと連携しようと思っても、逆にちょっとそこが整理されていないとなかなか進むものも進まないですし、どこが問題なのかというのなかなかちょっと見えづらいのかなあと思ったので、どれくらいちょっと違うのかというのは、すみません、一例として聞かせていただきました。

やっぱりこの後の話につながっていくんですけども、消防団、昔から続く伝統ある消防団だと思いますので、いろいろな、例えば、分団ごとにルールがありますし、いろいろな形で活動というのももちろんいろいろ活動されているのは十分に理解しております。ただ、やっぱり何とかどうにかしなきゃいけないかなあと思うのも、防災力を高めるためにはやっぱり必要な部分だと思いますのでお聞きしたいと思うんですが、先ほど答弁の中にもありました処遇改善については、令和4年度4月1日からいろいろ改定されました。そのときに全体で約1.5倍の引上げですみたいな説明もありましたので、ある程度の部分で言えば1つのきっかけになるのかなという部分もあったんですけども、団員自体の、例えば、モチベーションとかというものは上がったものと捉えるのか、担い手確保に寄与するものとなったのか、その報酬改定によって何か変わった部分があったのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） モチベーションという点ではやはり効果はあった

のかなとは思っておりますが、だからイコールで増えるとか減るとかというところではないのかなというものは思いますけれども、ただ、実はこの間の、議員も御覧になったと思うんですけれども、操法の県大会ございまして惜しくも2位だったんですけれども、そういった広域行政との消防との結びつきだったり、あとは各団員の心の持ち方、地域防災に対する関心という部分も含めて、そこは非常にモチベーションが上がっている、もしくは結果を見て他の団員も非常に心強いといいますか、そういった部分はあったのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 報酬が全てではないですし、ただ、活動に対するやはり1つ大事な部分ではあるので、消防庁の通達では団員レベルでいうと3万6,500円ですので、当町の規定は3万6,600円ということで通達自体はクリアはしているものの、やはり今後も年齢が上がっていてもやっぱり団員が団員のままですと、じゃあ気持ち的にどうなのかという、やりがいは生みづらいのかなという部分は1つ感じてしまうので、今後また、当然改定したばかりですのでじゃあすぐというわけにはいかないんですけれども、今後の検討課題の1つとしてこれもぜひ、さっき年齢とかの話もしましたけれども、やっぱりアプローチしていかなくちゃいけない問題かなとは思っております。

人員確保については、もちろん費用弁償とか報酬だけではなくて環境整備というのは各分団ごとにも事情は異なるものの、やっぱり問いかけは必要かなとも感じております。現状はやっぱりどうしても仕事の関係でなかなかお名前だけになっている団員さんも現実にはいらっしやるのかなとは思いますが、逆によく聞くのは、若い人が入っても価値観とか地域のいろいろな縛りがなかなか合わなくて辞めてしまうケースというのも聞こえてきています。やっぱり入ってもコミュニケーションの醸成の難しさというのは現代病なのかなあとも感じますし、あともう一つは、今、操法技術の大会の話ありましたけれども、伝達機会が少ないという声も少なからずあるのかなと感じています。

例えば、昔の話をしたらあれですけれども、操法技術の上達を目的とした大会が過去は何かやっていたらよかったみたいなお話も聞いているんですけれども、今はなかなか消防署の訓練は、連携訓練はやっているかもしれませんが、大会自体はなかなかないのかなと捉えておりますし、やっぱり研修機会ですとか、あとはそれこそ消防団員の皆様にも、今日は予算とか決算の話はしませんけれども、防災士の取得を促してみたりとか、地域づくりの担い手として消防団の価値を高めていく取組というのは、環境整備という部分においてはお金をかけずとも問いかけでできる部分はまだまだあるのではないかなあとも思うんですが、そ

の点の工夫というのはどのような考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） すみません、操法等の大会等も実は行ってありますし、先ほどお話しさせていただいた県大会も優秀な成績だったというところの中もあるんですけども、やはり、例えば、各消防団の装備等も更新しながら充実をさせていったり、あとは屯所等の設備、施設というところも毎年毎年更新していったりというところの中で、組織強化という部分を図っていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ちょっと課長が認識されている部分と私の認識のギャップも少し感じるものではあるんですけども、全体をヒアリングしたわけではないので、まだまだこれから私のほうでもいろいろリサーチは必要かなとは思いますが、やはり単に防災の役割を担うだけではなくて、地域づくりの担い手としても消防団の役割というのはやっぱりあるんじゃないかなと思います。例えば、消防技術とか資機材の話ではなくて、ふだんの広報、PR活動というのは、地域をつくっていくとか地域の連帯感を高めていくときにやっぱり役割の一翼を担うんじゃないかなとは思いますが、やっぱりこの消防団の部分かなと思います。

ただ、団員さんにしてみれば、やっぱり地域に住んでいるから嫌だなあとちょっと大変だなあと思ってもやらなきゃいけないという気持ちの部分も大きいと感じるときもありますし、何かもう少し消防団の目的とか意義であったりというものを、あとはやりがいですか、もう少し私たちもしっかり伝えていくということも必要かなと。各分団ごとになるのか、それとも全体なのかはまたやり方は様々ですけども、もう少しいろいろなことを学ぶ研修の機会というのは、個別ではできますけれども、消防団全体としてやっぱり必要ではないかなと感じる部分ではありました。

どんどん人が減っていくことが前提になることですので、なかなかどれがどれと一気に解決する問題ではないので地道にやっていくしかないんですけども、消防団の部分で最後お聞きするのは、いろいろ取り組んでいかれるとは思いますが、これもこの考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。先ほど女性団員の方が3名いらっしゃるということで、これは正団員としてだと思いたうんですけども、ほかにももっともっと消防団組織自体を強くしていくために、全国的な例を見れば、機能別団員と言われるものも推奨されていると伺っております。当町においては、この機能別団員、それぞれの団員の責任、役割の多様化、特徴を生かした活動を促進していくための機能別団員を入れていくという考えは、現状あるのかな

いか、お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 消防団の団員の在り方と違っていろいろ伊藤議員がいろいろお話聞いてここで話をさせていただいておりますが、基本、消防団は団長を中心にして組織として固まっておりますので、基本周りからあまりこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというのは、基本消防団の自立性というのがございますし、これは消防団というのは歴史の中でずっと培ってきたものがありますから、そこで、例えば、今、地域づくりに関わっていると、多分、そうすると団員の方なんかもう嫌になると思います、基本的に。彼らの使命は生命と財産を守るという単なるシンプルで、それで活動していますから、その中で彼らの活動を我々は評価しているし、彼らはそこにやりがいを感じて団員として活動していただいているわけですので、それを尊重しないといけないと思いますし、そういった消防団の活動に対して、周囲から団員でない方々がああしろこうしろと言うのは、あまり私は好ましいことではないと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） すみません、今、機能別団員という話があったのでお答えさせていただきますけれども、なかなか専門性という部分で活動が限定されてしまう部分もあるのかなあと感じておりますし、今、町長からお話あったように、団長を中心とした指揮、命令系統の中で動くというところでは、現状としては考えていないというところでは。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。歴史とか伝統とか、やっぱり地域で培ってきたものについてはもちろんすごく敬意を払うものでありますし、やっぱり団長中心でまとまっているという点においては町の消防団の活動というのは、ほかの、比較ではないですけれども、この地域においては特に秀でているものとも思いますので、もちろん団の活動の充実というのは今後も、私が言ったら変ですけれども、期待されるものではありますし、引き続き消防団の維持というのは私たちも地域の重要な問題として少なからず関わっていかねばなとも考えております。

いろいろとやかく言うわけではなくて、いろいろな形で今まで守ってきたもの、そしてこれから変えていくべきところ、新しく取り入れるべきところは、やる、やらないではなくて、やはりいろいろな形でプロセスを踏んでいくのは必要かなとも思いますので、引き続き、入

りたくてもちょっと二の足を踏んでいる方もいらっしゃるかもしれませんが、そこは様々な多様なケースがありますので、じゃあやりたいという方々をどういうふうに引き出していかかというの1つのアプローチの仕方かなということで、ぜひ、レベルアップを引き続きしていけるような消防団であることを願っております。

そしてまた、アプローチの仕方もやはり消防団の考え、団長含め消防団全体の考えも尊重しつつ、ただ、やはりいろいろな形でこういったものがあるんですよというアプローチは、今後、また連携強化の部分でいうと町との密接なやり取りというのはぜひお願いしたところがありますので、そこを期待しまして、4番目を終わりたいと思います。

そして、最後5点目、質問していきたいと思います。

防災教育についてでございますが、答弁、全体的に聞いた印象の中では、次世代に対する防災教育の充実というのはいまもうすごくやっていたらいいことは分かりました。ただ、逆に言うと、高齢者に限定するわけではないんですけれども、特になぜ高齢者の防災教育と限定したかといいますと、やはりリスクの大小で言えばどうしても大きくなるのが高齢者かなということで、改めていろいろ変化がある今の世の中の中で、学ぶ姿勢もそうですし、高齢者自身の皆様も、高齢者、高齢者ってどこが高齢者という定義は難しい問題なんですけれども、よりいろいろな世代が防災教育という部分に関わっていくためには、環境整備というか雰囲気づくりというか、誰もが本当に自分事になっていくための防災教育というのはいくらも頑張る部分かなと思っておりました。

学校レベルでは先進的であることに対して、やっぱり社会人以上の世代についてはどうかというのと、やっぱり限定的ではないかなと。確かに先ほど研修とかいろいろメモリアルでもされているというお話は伺いましたけれども、では、今メモリアルでもどんどんどんどん入場者数増えていると思うんですが、実際に町内の方々が利用されている割合というのは、細かい数字はなかなか出すの難しいと思うんですが、どういうふうに捉えているかというのはいくらもお聞きできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） メモリアルの入れ込み数なんですけれども、申し訳ございませんが町民かどうかという形ではカウントしてございません。ただ、今、議員がおっしゃられるように、昨年度から地元社会福祉協議会さんの多大な御協力いただきながら定期的に町民を対象にしたワークショップなど開催しておりますし、それから、昨年度におきましては非常に好評を得ました震災前の懐かしのふるさとの写真展だったりとか、やはり町民の方々が

らいただいた声を基に展示企画などを数回させていただいておまして、少しずつでありますけれども、いわゆる学生さんではなくて大人の町民の方が増えつつある傾向にはございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） すごくいい取組をされていると理解しております。直接メモリアルで何か震災を伝えるというアクションはなくても、それぞれそれぞれいろいろな企画展示の中でいろいろ関わりを持っている方々が多いというのもいろいろ見ておりましたが、でも、やっぱり限定的になってしまっているという、どうしても同じ人は何回も関わるんですけども、全く関わらない人は関わらないというギャップというのも少し感じておまして、それを全体的に底上げしていけないかなあというのは、これからの課題とっております。

先ほど、教育長のほうからもいろいろ学校においていろいろ授業ですとかいろいろな教育を通して取り組んでいることは伺ったんですけども、地域の方が学校のほうに出向いているいろいろやっていることは1つあると思うんですが、逆に、地域の人に対して学んだ子供たちが何かを伝える機会、要は地域の皆さんと生徒の皆さんの一体感をつくる取組というのは、現状と、あともしそこで何かもうちょっとこうしたほうがいい改善点があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 地域の方々と児童生徒の関わり、一体感というところでございますが、各学校の児童の実態等々によって取組は様々ありますけれども、小学校などでは、学芸会、学習発表会というところで演目として地域の災害等を出しながらこういうことに気をつけましょうみたいなことで演目を出している学校さんもありますし、もちろん中学校の場合には、地域の方々、保護者の方々と一体となった学習などを行っております。

また、今年度になってからですけれども、コミュニティ・スクール学校運営協議会の中で、防災教育について各学校は御説明しているんですけども、さらに具体的に一部の学校の防災マニュアルとしてどういったマニュアルがあるのかということについては、全ての学校がお示しをしているわけではございませんので、この点については、第2回のコミュニティ・スクールのときに各学校で想定している防災マニュアルについて御提示し、地域の方々からの御意見をいただいたり、あるいは地域と一体となった防災活動というか取組などにも発展できるのではないのかなということで、今年度取り組んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ、取組はされている、そしてそれをますますいいものにしていくというものは、分かりました。

ただ、もう一つ気になる点が、やっぱり学校という単位でいろいろ組んでしまうと、例えば、学習発表会のほうも保護者はいらっしゃる、コミュニティ・スクールで関わっているから関わっている、なんですけれども、じゃあそれ以外の方々にどう行き渡らされるかというのは、どうつなげていくかというのは、まだまだチャレンジするべきものかなあと。どうしてもそこがないと、やる方はすごくやっぴらっしゃる、関わる方はやっぴらっしゃる。ただ、一たび地域に足を運ぶと、何かもう震災のことも忘れたいですし忘れてしまったやあという高齢者の皆さんとか、ちょっとあのときは動けたけれども、じゃあ今自分がそのときのようになれるかという、結局年齢が上がっていますからそうではないという現実もこれからどんどん増えていくのではないかなと思いますので、やっぱりその啓発とか啓蒙というのは、よりもっと工夫があってもいいのかなとは感じていました。

そこで、さっきの自主防災活動支援事業補助金の話の続きをここでまた1個だけしたいんですけれども、日々の積み重ねが大切であることはもちろん御承知のとおりだと思います。制度の対象事業である自主防災活動、要は防災訓練ですとか研修、その他の防災活動であって町長が必要と認めるものを補助しているわけなんですけれども、2万円というわけですか、何かそれを積極的活用というか、せめて何か地域の中で、年1回ではなかなか一気に力を向上させる力にはならないかもしれませんが、それでも最低限年1回単位でも、必須とまではいかないまでも、何か本当にせつかくあるものですから活用して、地域の中で地域内の課題を持って何かやることはできないかなと思っているんですけれども、その考え方というのはどのようなものでしょうかという質問です。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 高齢者というところでお話をさせていただきますと、先ほど話あったように、なかなか前できたのができなくなっていくというお話もありましたけれども、そうであれば、なおさら地域の自主防災組織のほうに参加していただくという意義はあるのかなあと思っているところでございます。

実は、担当課内で考えていたのは、高齢者に関するそういった防災教育という部分の中で、例えば、お薬手帳を持って避難するとか、あとは先ほどもお話ししましたようにふだんの御近所付き合いとか、あとは災害発災時の連絡方法とか、そういった部分を、例えば、出前講座的に社会福祉協議会等での集まりがあったときに講座として我々が行って説明するといっ

たような、いろいろなイベント等ってなかなか高齢者が申請するというのは難しいと考えておりますので、そういった中で何か今の補助金を使えるような仕組みという部分は考えているのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 今回、高齢者の防災教育はどうですかという1つの視点としては、要支援者を減らすことでもありますし、例えば、高齢者だからこそそのリスクについての教育、結局、今まで自分は大丈夫と思っているその正常性バイアスとか同調性バイアスは、やはり年齢が上がれば上がるほどなかなか逆に若い人より縛りがどんどん狭まっていく傾向も見られますし、その部分にちょっとアプローチしていくことで、逆に、あ、これ必要なんだ、そして実際にちゃんと伝えなきゃいけないんだという連帯感というのもしかしたら生まれるんじゃないかなと思ひまして、そこの環境を上げていきたいという気持ちで、ちょっとこの話題を取り上げました。

防災に対する意識向上や啓発だけではなくて、それで、だからこそ健康を考えることであつたりとか、それから若年代と比較して存在する様々なリスクについての要因を減らすことや、プラスは、意識が高まるからこそ震災を知らない世代への伝承活動の広がりにも影響が生まれるのではないかなあという部分で、防災の話でしたけれども、結局のところは地域福祉の課題へのアプローチの1つでもあるのかなとも思ひました。

今後もそうですが、やはりマンパワーの減少の話をさっきさせていただいたんですけれども、だからこそ、住民のほうも主体となって、住民による住民のための防災というのをやっていくことが地域づくりなのかなあとも思ひましたので、ぜひ、当局側の皆様についても、サポートはもちろんのこと、ぜひ受け身ではなくて自発的に行っていくような関係性をつくっていただきたいなと願っております。

今日、実は10時から走らない運動会をそこで開催していて、やはり住民のほうでもいろいろ仕掛けはしているのかなとも感じておりますので、ぜひ何かその点において所見があれば最後お伺ひして、一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今、議員話されたように、単に防災というところだけでなく、地域の活動だったり活性化だったり、あとは福祉という幅広い部分にも影響するということでございますので、そこは意を用いながら、町としても防災教育も含めた組織の強化、あとは安心・安全のまちづくりという部分まで頑張つて対応していきたいと思

います。

○議長（星 喜美男君） 以上で伊藤俊君の一般質問を終わります。

次に、通告 8 番及川幸子君。質問件名、子供の S O S に気づいてほしい。以上 1 件について、及川幸子君の登壇、発言を許します。8 番及川幸子君。

〔8 番 及川幸子君 登壇〕

○8 番（及川幸子君） 8 番及川幸子です。

初めに、私は一般質問前に、水産業の課題克服に向けての取組について、2 点目、戦後 79 年を振り返り町民の平和について考えては、3 点目、子供の S O S に気づいてほしい、この 3 問を議長に提出しましたが、残念ながら……。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君、許可をした質問の発言を行ってください。

○8 番（及川幸子君） 1 問目と 2 問目は受け付けされませんでした。11 年間議員生活をしていますが、一般質問を 1 回も休まずずっと続けてやってきました。それなのに、今回は 1 問しか受け付けてもらえませんでした。非常に私としては残念でなりません。

そのような心情の中ですが、議長の許可をいただきましたので、質問件名、子供の S O S に気づいてほしいについて、これより一般質問をさせていただきます。質問の相手は町長、教育長です。

仙台法務局・県人権擁護委員連合会が 8 月 21 日から 27 日までのこどもの人権相談強化週間中、時間を延長して電話と L I N E で相談を受け付ける。いじめや体罰、児童虐待など、子供に関する様々な問題に人権擁護委員が相談に応じると報道にありました。

当町でも、これらの相談受付など対応したと思いますが、社会問題となっている下記のことについて伺います。

1、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待など、県内児童相談所速報値 2,065 件で 1,764 件の増となり、全国でも 21 万 9,170 件と過去最多になっております。当町の状況と対応をお伺いいたします。

2、近年、ネットによるいじめが社会問題になり、自ら命を絶つ事件も全国で発生しているのを見逃すことができません。児童虐待も周囲が気づきにくいので、子供の S O S を早くキャッチして周囲に相談することが重要と思うが、実態把握をお伺いいたします。

以上、壇上より、かみ合うことを念じながら最終 8 番バッターとしての質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の御質問、子供のSOSに気づいてほしいについて、私から質問の1点目、児童虐待の現況と対応についてお答えをさせていただきますが、修正をしたほうが良いと思いますのは、御質問の1点目ですが、これ間違っておりますので、速報値2,065件で1,764件の増というのはこれ間違いですので、そこは後で修正したほうが良いと思います。私から今から答弁しますが、まずデータで今出ておりますが、令和3年度が1,764件で、令和4年度が2,065件で301件の増加というのが正しい数字でございますので、それを踏まえて答弁をさせていただきたいと思います。

本町では、要保護児童の早期発見や支援が必要な児童への適切な支援を図るために、児童福祉法に基づく南三陸町要保護児童対策地域協議会を設置しております。本協議会で虐待案件として取り扱っている件数について、過去3年の件数を申し上げますと、令和3年度においては31件、令和4年度においては23件、令和5年度は39件となっております。最近の傾向といたしましては、核家族化や共働き世帯が増えたこと等により、心理的虐待やネグレクトが増加しております。

町では児童相談所と連携をして、対象児童に係る個別ケース会議において情報共有や支援方法を検討し、関係機関の連携による見守りや声がけ、保健師や社会福祉士等による家庭訪問や福祉サービスへのつなぎなどを行っているところであります。

次、質問の2点目ですが、子供のSOSの対応ということですが、子供が困ったときに相談できるようになるためには、小さいときから大人は信頼できる存在であり困ったときに助けを求めれば助けてもらえるという認識を持つことが大切だと言われております。この信頼関係を築くためには、親が安心して子育てすることができ子供も安心して暮らすことで、親子の安定した関係性を保つことが必要であります。

そのため、妊娠期から保健師による個別相談により困り事、心配事を把握し、関係機関と連携しながら必要に応じた支援を実施しているところであります。妊娠期から出産・育児期間等を通して切れ目なく支援が受けられるよう、様々な事業を組合せて取組を行っているところであります。

また、南三陸町自殺対策計画に基づき、ゲートキーパー養成研修の開催や定期的な健康相談、居場所支援事業、中高卒業生や二十歳を迎えた方向けに相談窓口を記載したパンフレットを配付するなどの取組を実施しているところであります。

今後も、学校を含め様々な部署と連携を強化しながら、孤立や孤独を防ぎ、悩みを1人で抱え込まなくて済むような地域づくりに取り組んでまいりたいと思います。

引き続き、教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私から及川幸子議員の御質問の2点目、ネット上のいじめについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、令和4年度の児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査において、全国ではネット上のいじめが過去最多を更新するなど、ネット上のいじめの増加や深刻化が問題となっております。

ネット上のいじめとは、携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板やSNSなどに特定の子供の悪口や誹謗中傷を書き込んだりメッセージを送ったりするなどの方法によって被害者が精神的苦痛を感じる行為で、他のいじめと同様に決して許されるものではありません。

各学校においても、児童生徒だけでなく保護者及び教職員も対象としたサイバーセキュリティ教室や情報モラル講座など、ネット上のいじめの早期発見、早期対応に向けた取組を行っております。

教育委員会といたしましては、今年度より南三陸警察署と連携して、町内全ての小中学校において児童生徒健全育成ボランティア南三陸きらきらアルカスを結成し、各学校で児童生徒の健全育成に向けた特色のある活動を展開しているところであります。

また、南三陸町立小学校・中学校・高等学校・児童会・生徒会代表者会議（G7子どもサミット+1）では、いじめについて話し合う場を設定し、児童生徒がいじめを自分事として捉え、いじめがない学校にするための自主的な活動を行っているところであります。

児童虐待やネット上のいじめなど、周囲が気づきにくい問題に苦しむ児童生徒のSOSをキャッチするためには、従来からの各学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援と併せ、多面的な見守りを行うことで子供たちを孤立させないことが重要であると考えます。学級担任だけでなく、学校全体による気配り、目配りによって子供たちの小さな変化に気づくことができるよう、子供たちがすぐに相談できる信頼関係の構築や相談体制の充実を今後も進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君が着席しています。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 先ほど私の一般質問資料の中の町長より御指摘いただき、ありがとうございました。私の引用ミスでしたので、おわびして訂正させていただきます。通告の1つ目となります。県内児童相談所速報値2,065件で「1,764件」の増となりと書きましたけれども、「364件」の間違いでしたので、おわびして訂正させていただきます。

それでは、もう少し深掘りさせていただきます。虐待については、ケース会議、実務者会議、要保護児童対策協議会など、各担当官が対応されていることは評価しておりますが、その上で伺いいたします。

文科省の調査では、全国でいじめ認知件数68万2,000件、県内では1万4,644件と昨年より減少しているものの、中高生で78件多くなっております。東部児童相談所気仙沼支所の5年間の公表内容を見ますと、近年は心理的虐待が多く、110番通報が多くなっているようです。半数以上が子供の前で夫婦げんかをしているのを子供が見ているようです。1回でも見せようと心理的虐待になるようです。いかがでしょうか。デリケートな問題ですけれども、大小問わず家庭に寄り添った支援が必要と思われるので、この辺伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 子供の前で議員がおっしゃった夫婦げんかとかというところ、いわゆる面前DVと呼ばれるものでございますけれども、これに関しては、最近は本当に社会における児童虐待の認知度というのが上がっておりまして、そういったところの通報というのが増えているというのが実態でございます。警察を通じまして児童相談助所、それから町のほうに通報というのが近年増えているといったところでございます。

このようなケースについては、子供たちが成長する上で議員おっしゃったように少なからず支障となると、影響を与えるという部分が大いだと思いますので、そういった通報があれば、小さい芽のうちに摘んでおくというところを心がけて対応しております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 昔のことわざに「三つ子の魂百まで」とありますけれども、よいことも悪いことも脳に蓄積され成長されるのだと私は解釈します。3歳未満で心理的虐待が13件あります。これは気仙沼・南三陸管内で公表されていることです。虐待やネグレクトがあることも心配ですけれども、このことが不登校につながる要因になることを大変危惧するわけで

す。担当課や教育委員会の考えをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 心理的虐待、あとはネグレクトというのが近年増えている状況ですけれども、それが不登校に限らずいろいろなところで影響が子供の成長にしたがって出てくるというのは、議員おっしゃるとおりだと思っております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 申し訳ございませんでした。

虐待ということで、それが要因として不登校になる可能性があるかということについては、それは可能性としてはあると思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 管内の公表されているのには、虐待相談の経路別件数があるわけです。

その中には警察と近隣知人の通報が多くなっております。気仙沼管内、ここの管内は少ないんですけれども、県内を見ますと断トツに警察の通報、それから近隣知人の通報というものが多いです。これを考えると、やはり隣近所、地域の常日頃の付き合いという中、地域のコミュニティづくりが大事なものでないかなあということがこれから見られるわけです。

令和2年度の管内の虐待件数が53件、宮城県全体で1,431件、仙台は1,253件です。10年前と比べると、管内は少しずつ増えています。しかし、県は約1.9倍、仙台市は2.6倍とびっくりするぐらい多くなっております。管内では、身体的虐待31件、心理的虐待64件、ネグレクト7件、性的虐待2件と5年度のことを公表されております。

町長は人づくりが大事であると常々話しておりますが、この数字から町長は対岸の火事と思うのか、人づくりに影響があるのかないのか、どのように捉えるかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、宮城県の数字とか仙台市の数字、それから気仙沼管内の数字挙げましたけれども、基本的に、これはどこの地域に住んでいる子供たちにとってもそういった事態にならないように地域の社会がしっかり支えていくということが非常に大事だと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 当事者から相談を受けて、あるいは警察からの通報でケースが分かるわけですけれども、その前に何とか地域やお友達、親戚とかに相談や気づきをいただき、子供のSOSに早く気づくことが大事でないでしょうか。虐待に至らない手だてをサポートすべきだと思います。どのように今後これに向けていくか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 先ほど、地域コミュニティの大事さというお話ございましたけれども、当然、地域の中でそういった事案に出くわしたときとかそういう疑いがあったときに、住民さんが通報をちゅうちょしてしまうというケースは、よくあるとか一定程度あるのかなと捉えております。

そこで、当然隣近所でコミュニティができていれば、こういう案件の共有というのができて通報につながるものだと思いますので、地域コミュニティの大切さというのは、私もそのとおりだと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、回答いただいたように、何でも話せるコミュニケーションづくりが大事だと思うんです。地域づくりが大切だと思います。

今後の地域活動に期待したいのでお伺いいたしますけれども、虐待を受けて成長すると自分がまた虐待する傾向があると言われております。これを防ぐために、虐待のない町を目指して早めに対策を考えるべきと思いますが、ただいま答弁で地域づくりと結びつけていくために今後どのようなことの政策を考えていくのか、その辺、もしあったらお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議員おっしゃるところの世代間といいますか負の連鎖という部分は、傾向的にもそのように表れているところでございます。先ほども申し上げましたように、そういった家庭での出来事を小さい芽のうちに摘んでいくというのが非常に大事だと思っておりますので、そのために早期発見というのをまず心がけていくというところでございます。

町のほうでも、学校、それから当然各種会議で学校さんの参画をいただいてというところは当然それで連携を図っているんですけども、町のほうから担当者が学校それから保育施設に出向いて行って、要対協で取り扱っている案件の子供さんの状況とか、あるいはそれ以外で気になる子供さんの状況について、こちらから出向いてお話を聞いていくという作業を定期的に行っております。その中で、学校さん側からこういう案件も実はあるんだけどもみtainなところで初めて分かるというか、そういう案件も出ておりますので、そういった取組というものもこれから引き続き続けていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 要対協の昨年の5年度の実績、どの程度だったのか。その辺、教育委員会からと担当課からお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 要対協で取り扱っている子供さんの人数に関しては、令和5年度末時点で39人ということになっております。

対応といたしまして、代表者会議1回、実務者会議1回、それから個別ケース会議を17回ほど開催して、それぞれの子供さんへの支援、対応等を検討しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 数についてでございますが、教育委員会といたしましては、問題行動、不登校等の生徒指導上の諸課題における調査等における児童生徒数につきましては、こちらについてはこれまでも数としてはお示ししておりませんので、このところにつきましては御了承いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 17回の要対会議が実施されているということなんですけれども、今後、5年の実績は公表されております。この中で気仙沼管内は少ないんですけれども、しかし伸びていることは確実に伸びております。

私、先ほども言いましたけれども、なかなか教育委員会さんは全体としての数値も出していませんけれども、それが負の連鎖で不登校につながるという要因を危惧しているわけなんですけれども、それが全部と言わなくてもあると思うんです。今後、そういった啓発、先ほどお伺いしましたけれども、何か啓発、予防、防ぐためにこういうことをしていますよということを学校さん側はあるとすれば、教えていただきます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 学校として行っている部分については、虐待という部分に特化してということではなくて、小中学校においてSOS教育というのがございます。それはどういうことかということ、いじめであったり、虐待であったり、ヤングケアラー的な家庭の事情であったり、学習面であったり、自分として嫌なことがあったときには、嫌なことであったり、あるいはそこから逃げ出したいというような気持ちがあったときには、我慢をすることだけではなくて誰かに相談をするとか、自分から発信をしてつらい、悲しい、やりたくない、そういった気持ちを発信していいんだよというような教育というか指導をしております。

また、そういったSOSの教育とともに行っているのは、いわゆるそういったつらいところから前を向いて進んで行こうとする力であったり、その壁をどういうふうにして乗り越えていけるのかとか、それについて立ち向かっていく力、いわゆるレジリエンスと言われている

力ですが、そういったところも併せて指導したり身につけさせることによって、自分の弱いところを誰かに相談する、あるいは相談をして解決に向けての前を向いての進みということも併せて指導しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 先ほどの答弁の中で、きらきらアルカスというようなことも実施されているということを伺ったんですけども、内容をもう少し具体的にお願いしたいんですけども。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） きらきらアルカスについては、こちらのほうは警察さんの御協力を受けながら、児童生徒の健全育成ボランティア団体ということでアルカスという組織が県の警察のほうにあるんですが、そのアルカスという組織は児童生徒で組織されるものですが、いわゆる規範意識の醸成ということで、いいこと、悪いことをしっかり意識するということの学びの場所でもありますし、さらにボランティアということもございますので、地域に対して、例えば、ごみ拾い活動だとか海辺の清掃であったり、あるいは美化活動、あるいは地域の活動に参加をする、あるいは警察さんと一緒に詐欺被害のチラシを配るとか、そういう活動を通しています。

また、校内においては、相手の気持ちがよく分かるようにということで、自分の学校でいじめとかそういったことが起きないように、心豊かないわゆる思いやりの輪を広げていこうというのがアルカスでございます。

何をしなければならないかということではなくて、それぞれの組織あるいはそれぞれの学校でやれることをやるし、さらに今年はこれに挑戦するとか様々なことを通じて、子供たちの健全育成、規範意識等を伸ばしていく組織であります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私も認識不足だったので、今、先ほどアルカス、ボランティア団体だということをご承知したんですけども、子供、生徒さんだけの団体なのか、各学校、小中学校ありますけれども、子供たちだけの団体なのか、大人も入っていないのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 組織自体は、子供たちということで児童会とか生徒会が中心で行います。もちろん、そこには学校の先生方とか、あるいはその担当する警察署、交番さんのお

力も頂戴しております。

ですので、子供たちの中でこういったことをしましようということで、毎年県のほうで行っているいじめ防止撲滅動画コンクールというのがあるんですが、そういう活動の中に、アルカスとしていじめの撲滅の動画を作成して、それに応募したという学校さんもございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 近年は、児相の昨年の動向を見ていますと、やはり虐待の通報元が警察が一番多いようです。アルカスのボランティア団体も警察も携わっているということなので、これはいいことをやっているなあというような見方をさせていただきました。やはり家庭とか、本人ももちろん子供なので誰に相談するかということも分からないで過ごしている人も多いと思うんです。そういう中で、警察の人がこうなんだというやはり警察につながるということが早いと思います。

それと同時に、先ほどから言っています近隣知人ということも県内は多く、次に2番目の相談経路になっております。やはり昔と違って今は地域のコミュニケーションが不足になって核家族になって手薄になっておりますけれども、そこを地域の力がぜひこれは必要だと思いますので、今後とも、町、学校もそうですけれども、地域の力を借りて、こういうものを未然に防げるものであれば防いでいきたいと思いますので、これからもぜひ、民生委員さん、区長さん、公的な立場の人、隣近所、コミュニケーションをつくるように地域を支援して、何かのときにはこういうことを話として出して支援、協力をもらっていただきたいと思えます。

次に、2点目に自席より質問いたします。

ネットによるいじめ問題が原因で自死される方が年々増えております。当町はないと思えますけれども、現状を把握されているのであればお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 当課のほうでは、そういった事案については把握してございません。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教育委員会としても、把握はしておりません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 昨年の自死件数は2万1,837人、前年度より44人減ってはいるものの、児童生徒の自死は513人と過去最多となっております。10年前は3万人を超えていましたけれ

ども、平成24年頃から3万人を割りました。しかし、最近はネットによる誹謗中傷による自死が多くなり、特に20代が多いようです。出生率が低下してお亡くなりになる人が多く、町も国も支えられなくなります。このことにどのように向き合っていくべきなのか。

ネットによるいじめは学生や若い人と想像しておりましたけれども、これが高齢者はネット環境が整っていない人が多いので心配はないと思うんですけども、高齢者、若い人、この辺、どのように向き合っていくのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、児童生徒への指導についてお話をさせていただきます。

先ほどもお話ししたとおり、SOS教育というのは、自らのつらい思いというのを発信するというのが大事だということをお話しておりますが、その発信先、誰に相談をするかについては、もちろん学校の先生のみならず家庭であったり友達も含めますけれども、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーのほかに、様々な機関からいわゆる人権擁護委員さんとか民生委員さん、さらには法務局等がありますけれども、様々な電話の相談窓口であったり、あるいはSOSミニレターであったり、色々相談する場所があるんだよということをお子供たちに伝えて、その子供にとって相談しやすいところに相談するということをお子供たちに指導しています。子供だから必ず学校じゃなきゃ駄目だよということではありませんし、実際に手紙を書いたり電話をしたりしながら、相談ということをお子供たちが身につけていく力となればと思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 高齢者の人はネットを使う環境にはそうないと、少ないと思いますけれども、例えば、こういうネット環境の包括でもいいし、高齢者担当部署においてはこういうところの指導、支援は行っているのでしょうか。まだ通報なんかないと思いますけれども、この辺社会問題になっているので、高齢者対策として行っていくのか、どのようにやっていくのか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） SNS対策といえますか、民間の事業ではあるんですけども、例えば、スマホ教室というのが各災害公営住宅の集会所で行われたりしております、町のほうもそれに対していろいろ進捗状況を伺ったりしております。例えば、今、問題になっている特殊詐欺というものもございますので、できればスマホ授業をしていく中で、町のほうからも特殊詐欺に対して何かそういった教室の中で高齢者に啓発するような取組などできない

でしょうかという問いかけなどは行っているといったところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、子供のSOSですからあんまり脱線していかないように。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、学校でのパソコンを各学校で子供たちに与えておりますけれども、そのパソコンはSNSを使えない状態になっていると思うんです。そこで各家庭に行って、もう中学校になるとスマホも持っていますので、そういう指導というものは保護者を通じてどのようにやっているのか。タブレットは禁止になっていると思うんですけれども、その辺も併せて、使い方の保護者との連携をどのようにやっているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この点も冒頭申し上げましたけれども、いわゆる先ほどもありましたけれども、ネット環境をしっかりしなきゃならないので、保護者の皆さんには、いわゆる有害サイト等に行かないように措置を取っていただきたいということもお伝えをしていますし、実際、業者のほうもそういったことがないようにということで進んでいるところでございます。

また、SNS関係の指導につきましては、これは専門的に携帯電話の会社さんであったり、あるいは警察署さんであったり、あるいは人権関係では法務局であったり、様々なところでネット環境の誹謗中傷とか起きないように、トラブルが起きないようにというようなサイバーセキュリティ教室とかネットモラルの勉強会などをしております。

保護者の皆様にも参加ということで、学年PTA行事との中にそういった研修会を入れる学校さんも増えてきております。このことにつきましてはスマホの所持については、小学校であっても中学校であっても大分所持をしていることが多くなりましたので、小学校、中学校問わず各学校で取り組んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 最後になりますけれども、ネットによるいじめが今大きな社会問題となっています。当管内ではないからということで見過ごししては困りますので、いじめを苦に自ら命を絶つ事件も全国で発生しております。子供のちょっとしたSOSを早くキャッチして、誰にも言えず1人で悩みを抱えないで周囲に相談することが重要になると思われますので、学校でのネット利用の再確認を毎年実施すべきと思われますので、年齢も上がって行って、毎年同じことの繰り返しと思われますけれども、やはりここは毎年していくべきだと強く思いますので、最後になりますけれども、この辺もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） SNSに関わるトラブルというか、SNSは大変怖いものだと思っております。一度SNS等、メールだとか様々なところに上げてしまうと、それは全部に拡散してしまうというところなんです。そのときにはそういう気持ちだったということで軽く載せたとしても、これが世界中に、さらには10年後、20年後もずっと残ることになってしまいます。そういった怖いということについては十分子供たちに指導して、一度書いて載せたら後はとんでもないよというところを指導しております。

先ほど議員お話ししたとおり、こういった事実が起きないように、あるいはそういったことが起きるような場面に遭遇した場合には、教職員といたしましては、見逃さない、見過ごさない、そして見落とさないということでしっかりと子供たちのSNS環境について指導し、あと県警のサイバーセキュリティ課のほうからの情報を得ながら、子供たちが適切にネット環境を取っているかについて確認をしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これでSNSで学校関係の生徒、誰かが犠牲になったりすると、これは本当に大変なことで取り返しのつかないことになりますので、意を用いて、この辺今後とも取り組んでいただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第3 報告第5号 南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、報告第5号南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の

報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第5号南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、令和6年4月1日付で施行された、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令に対応すべく、本年8月20日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った、南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

詳細につきましては担当課長から細部を御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。
- 保健福祉課長（及川 貢君） 報告第5号南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書は1ページから3ページ、議案関係参考資料は7ページ、8ページとなります。

この条例では、ただいま申し上げました2つの条例の一部改正につきまして、改正の趣旨が同様であることから、合わせて1本の条例で改正をするものでございます。いずれも厚生労働省令の改正に伴いまして、その内容に準じ条例を改正するもので、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロに規定されていた地域包括支援センター運営協議会の定義規定が改正省令により同号イに移ったことに伴い、当該条文を引用する箇所について改正をするものでございます。

なお、本条例につきましては令和6年8月20日付で専決処分を行っております。

簡単ですが説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺ひいたします。

指定介護予防の一部を委託する場合には改正になるわけですがけれども、これで当地方の介護施設に関わることはどのようなことに変化するのか、しないのか、その辺お伺ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 本条例の改正につきましては、ただいま申し上げましたように厚生労働省令の改正に伴いましていわゆる条項ずれを整理するものでございますので、本町の介護保険施設等に与える影響というのはいりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第5号の件を終わります。

日程第4 議案第12号 南三陸町防犯カメラの設置及び運用に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第12号南三陸町防犯カメラの設置及び運用に関する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第12号南三陸町防犯カメラの設置及び運用に関する条例制定についてを御説明を申し上げます。

本案は、町が公共の場所に設置し、及び運用する防犯カメラの取扱いに関し、地方自治法第14条第2項の規定に基づき、必要事項を定めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、議案第12号南三陸町防犯カメラの設置及び運用に関する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書の11ページの条例本文を御覧願ひします。

最初に、本条例制定の背景でございますが、町では各公共施設に犯罪の予防またはその早期解決として防犯カメラを設置し運用しておりますが、公共的空間におけるものとはいえ、本人の同意なく個人の容姿や行動に関する情報を継続的に収集しているものであるため、防犯

カメラを設置、運用することによって個人のプライバシー権が制限される場合があることが想定されることから、第1条にこの条例の目的が記載されておりますが、公共の場に設置する防犯カメラに関する必要事項を定めることにより、町民等の権利、利益保護に配慮しつつ、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進を図ることが目的でございます。

主に制定内容につきましては、第5条で設置者の義務が記載されておりますが、12ページを引き続きお開き願います。

第6条において管理責任者と取扱者の明確化、第8条で画像データの保管期間、第9条では画像データの適正管理等、防犯カメラに関する自主規制をこの条例において定めたものでございます。

なお、町が防犯カメラを設置、運営している施設につきましては、町内で20施設、設置台数は127台でございます。しかしながら、本条例の対象は公共の場所を撮影する防犯カメラとしておりますので、設置しております127台中、対象は118台となります。

ページをお開き願います。

最後になりますが、この条例は令和7年1月1日から施行するものでございます。

以上、議案第12号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それじゃあ、12ページの第8条、町長は規則で定める期間を超えて画像データを保管してはならないとあります。その規則で定める期間というのは何年なのか、それが1点。

それから、6条防犯カメラの適正な設置及び運用並びに画像データの管理を適正に行うため、職員の中から管理責任者及び取扱者を定めるものとあります。この取扱者と管理責任者というものは、これを動かすための専門職なのか、一般職でできるものなのか。

それから、11ページの第2条の（2）です。公共の場所、道路、公園、その他の公共の用に供する場所ということなんですけれども、道路ということも含むんですけれども、実は私、御存じのとおり峰畑団地にいるわけなんですけれども、住民の側から、あそこは行き止まりのところなので、子供たちも20人以上いるので犯罪に巻き込まれたりするのが怖いから、以前からカメラ設置をお願いしたいということも話されています。これから言うと、その上がっていく国道から入って行って死角になるところもあるんです。そこに設置をしたいという要望もあるんですけれども、それがかなえられるのかどうか。その3点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず、6条から説明をさせていただきます。管理責任者ということで明記をさせていただきましたけれども、取扱者につきましては、その施設の担当者ということでございます。

あと8条でデータの保存期間というお話ありましたけれども、期間は後ほど規則では定めるんですけれども、おおむね30日というような期間を定めております。ただ、学校等につきましてはもうちょっと期間を長めに取りたいと考えているところでございます。

最後に御質問ありました峰畑ですか、そこに関してはまだ防犯カメラは設置しておりませんし、もし防犯カメラを設置することになればですけれども、今のところはすみません、想定はしていないんですけれども、公共施設となるかどうかという部分も含めて、ちょっと場所につきましては後で相談させていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 6条の件は、担当者ということで分かりました。

8条の件は、30日ということなんですけれども、これ30日で大丈夫なのかなあという気がするんです。というのは、事件性とかそういうものに巻き込まれたときのことを考えると、じゃあ遡って犯人を追うとかという事件、事故が起きた場合は、以前のものが使われなくなるということになりかねないので、そういうことを想定しなくてもいいのか、その辺お伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 例えば、捜査のためであればもう少し長くデータ保存したほうがいいのではないかという御質問だと思います。冒頭、防犯カメラの設置の経緯、経過のところでお話しさせていただいたんですけれども、撮影した画像というのは、やはり個人情報を含むため、必要以上に長く保管するというのは避けたいというところがございます。ただ、捜査等での提供の要望があった場合は、例えば、例外として期間を超えて保管することができるという規定は例外で設けたいと思いますけれども、ただ、それ以前のは消える場合はあるのかなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） よくテレビなんか見ていると、過去に遡って事件を解決するために見たらこうだあだという結末まで見えてくるので、ああ、防犯カメラというのは必要なものだなということは認識しています。

そういった場合、そういう事件、事故の絡みになるようなことを考えると、今、課長が言ったようにそういう捜査の協力というものもありだと思うので、1項加えていただくといいのかなという気がしますので、その辺、伝えて終わりにします。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、私からもお尋ねしたいと思います。

まず、条例については、内容については分かりました。

また、これから実施規則とかいろいろ整えてくると思うんですけども、これ条例を整えることによって、例えば、今町内で稼働している防犯カメラだけではなくて、また今後新しく設置されるものも出てくるのではないかなあと思うんですけども、そうなってくると、改めて新しい、例えば、維持管理するためのシステムであったり、もちろんセキュリティーもそうなんですけれども、新たなコストは資機材だけではなくて人的コストも含めなんですが、そういったものがもう増えてくるものなのかどうか、その点について、もし内容を回答できるものがあればお聞きしたいと思います。

そして、公共施設に限っての条例ですので、今後、必要性があれば設置するという前段の話でもありましたけれども、2つ目の質問としては、設置基準というのは特に設けるものなのか、それとも、そのときの適切な措置によっていろいろ設置していくのかどうか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

そして、もう一つ大事なセキュリティーの問題なんですけれども、今、管理責任者、取扱者というお話ありました。管理責任者というのは、当該施設の担当者ではなくて役場のほうに、当局側になるのかどうか、ちょっと再度確認させてください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず、1点目の御質問、今後新たに設置するという部分ですけども、今年度末までに町内の小中学校につきましては全て防犯カメラを設置するところになっております。したがって、現状は2校の設置というところで、年度内に全ての小中学校というところがございます。当然ながら、新たなコストというのかかるというところがございます。

次に、設置基準につきましての御質問ありましたけれども、それにつきまして、やはり施設によってそれぞれ基準を設けるというところとなるものでございます。

あと管理責任者につきましては、それぞれの施設でもって管理責任者を設けるというところでは。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。

それでは、新たなコストも当然かかってくるんですけども、要は、設置する費用だけではなくて、維持管理についてどのようなコストがかかるかという部分でしっかり分かっているかなと思っただんですけども、特にセキュリティー対策、要は管理責任者、取扱者は当然いるということで適切な管理はしなければいけないんですけども、個人情報の保護に関する法律で、例えば、安全管理措置というのは図らなければならないんだろうなとちょっと私的には条文から読み取ったんですけども、そういった中身も含めて、条例を制定しました、施行します、で、各施設のほうにもう一度改めてなんですけれども、これは当然のことながら、周知徹底等されるかどうかという部分をまず次にお聞きしたいと思います。そして、そのほかについては分かったんですけども、じゃあそこだけ1点、再度お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 先ほど申しあげましたように、管理責任者につきましては、それぞれ施設の担当者、責任者が就くというところがございますけれども、この職員につきましては、公共施設内での撮影というようなことがございますので、地方公務員法の第34条、要は守秘義務についての規定が適用されるというところで、その点、規制がかかるということで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） じゃあ、最後お聞きします。

では、設置しました。で、改めての施設利用者に対して、これ主に町民の皆様になると思うんですけども、事前告知であり通知及びここは防犯カメラありますという表示等々については、これもガイドラインに従って公表されるというか、そういう形になるということで理解してよろしいでしょうか。これを最後質問したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今、御質問あった件につきましては、7年7月1日までに管理責任者を防犯カメラのところに表示するというところがございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、先ほど冒頭、課長説明あった20施設、127台、118台が対

象という説明があったんですけれども、そこで伺いたいのは、現在学校で2校ついているということなんです、現在、ついている台数というか、そこをまず第1点伺いたいと思います。

あともう1点は、条例、先ほどの一般質問でもないんですけれども、個人のプライバシーがかかることでして大分慎重にならなければいけないという思いもしています。そこで、今回、この条例なんですけれども、東京のたしか杉並区だと、平成16年に設定というかなっていて、同じく県内だとたしか平成27年でしたっけ、その辺りに多賀城市さん辺りも条例制定していました。そこで、本来ならば、先に条例を設定してからつけるべきではなかったかと思うんですけれども、そののところ、条例制定する前につけている分の運用基準みたいなものがあつたら、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず、1点目の御質問でございました学校に過去の設置台数なんですけれども、2校ございまして、志津川小学校2台、戸倉小学校4台でございます。

2点目の御質問で、本来、防犯カメラ等を設置する前に条例制定ではないかというお話がございました。そのとおりだとは思いますが。その頃、そんなにうるさくなかったという、ちょっと言い方悪いですけれども、すみません、ただ、あれ昨年、たしか若柳の学校の校庭に車が入って事故があったということもございましたし、そういった個人情報保護法のプライバシーという部分の世の中の流れという部分を勘案して、後ればせながらというであれなんですけれども、改めて町としてちゃんとした運用規定を設置しなければならないなということで、今回の条例制定になったというところでございます。

したがって、それまでの防犯カメラに関しましては、それぞれの施設で運用規定というものは設置されていたと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の答弁で大体分かったんですけれども、そこで再度伺いたいのは、現在、2校で合計6台ついているわけなんですけれども、この条例が効力発する前に町内の小中学校につけるとということなんです、もしお分かりでしたら、予定、何台ぐらいに全部なるのか。先ほどの同僚議員の質問でもないんですけれども、いろいろな費用等かかると思うんですが、そこでこれからつける台数を伺いたい。

あとはこの条例の中に、町民等というんですか、そういったことがうたわれていて、町に来

た方たちとか、あとは出る方という、要はよく言う交流人口で来た方たちもこの対象になるので、今後、公共施設につける場合はよほど配慮というか必要だと思うんですが、そこで伺いたいのは、学校以外に今後つけるような施設があるのかどうか、その辺伺っておきたいと思います。

あと条例の後先は、緊急的というかそういった面もあったようなので、そこは分かりました。

以上、以下のことを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） これからつける台数につきましては、学校施設ということで先ほど説明させていただきましたので、教育委員会のほうから台数については説明させていただきます。

あと町民以外のということで、今後、各公共施設につけるような施設あるかという部分に関しましては、学校以外は今のところ設置をするという予定はないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私から学校施設等の防犯カメラでございますが、これにつきましては先ほどお話がありましたけれども、今年度中ということについてはそのとおりなんですが、ただいま設計をしていることということと、児童生徒、そして教職員を守ることにもなります防犯カメラですので、どの学校にどれぐらいの台数をつけるかにつきましては、詳細については今の時点では申し上げることは控えさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そもそも論なんですけれども、防犯カメラがというのは犯罪であるとかの抑止につながる部分というのもあると思うんです。防犯カメラが回っているからよからぬことはできませんよという場合に、そもそも隠しておいたほうがいいんじゃないのというのが一般的な感覚としてはあるんです。要は、場所とかどこを撮っていますよとかというのがばれないほうが、もし悪意ある侵入者みたいな人が学校とかにそれこそ来た場合に、あそこあそこにカメラあるとはっきり書いてあるんですから、責任者誰とか電話番号何と書いてあるんですから、そこをよければいいという話になっちゃうので、そういう意味から言えば隠しておいたほうがいいのではということをやちょっと思っていたんですけれども、ただ、それは隠し撮りというか、公共施設に置いてある公共のもので、プライバシーの保護のためには正々堂々と防犯カメラ回っていますからね、駄目ですよというむしろ看板をいっぱい掲げて安全の抑止であるとかにつなげるという設定だと思うので、もうむしろフルオー

ブンにするという条例ですよ。今、教育長がおっしゃったのは、いや、まだ言えませんがおっしゃった。場所とか、台数とか。だってこれいづれ公表するんでしょう。しなきゃいけないという条例ですよ。そこの感覚がちょっとはつきりしないなと思ったんですけども。

質問としては、私は、監視カメラがどこにあるか、防犯カメラがどこにあるかということをして全部が全部オープンにしないほうが効果はあるのではと思うという意見を持っているんですけども、そうではない、フルオープンにしますと。なぜなら、プライバシー保護のためです、もしくはフルオープンにしても効果が上がると考えているんですということだと思っております、そこの説明をちょっとだけしていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） あくまで今回の条例に関しましては、防犯カメラを町として設置するということに関する自主規制という意味合いでの条例でございます。

したがって、防犯カメラの性質上、隠していたほうがいいのではないかという意見もごもっともでございますけれども、あくまで個人のプライバシーの制限という部分のこともありますし、撮影した画像データは個人情報に該当するという部分、したがって公共施設は自主規制をしますという内容でございますので、御理解いただければと思います。

今、教育長お話しされたまだ言えないというのは、まだ設計の段階で確定していないという意味だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） どちらの意見もあるんだろうというのは分かりますので、安心・安全な町にしていくということが本懐だと思いますので、条例については理解はしました。

詳細、細かいところ1点だけ突っ込ませていただきたいんですが、ページでいうと12ページになります。第5条の2項、今まさに申し上げた、設置する際の設置場所とか設置台数等は規則で定める事項についてあらかじめ公表するものとするとなっております。何をやって公表するんでしょうか。そこだけ教えてください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 公表等というところで限定してお話をさせていただければ、先ほどお話ししましたように、各施設の防犯カメラがある場所に責任者等を表示するということもございまして、あとは先ほどちらっとお話ししましたが、令和7年1月1日から施行というところでございまして、既に設置している防犯カメラにつきましては、この条例の施行日に新たに設置するとみなして条例を適用いたしますので、そ

こはこの条例において表示公表を行うということがございますので、そこは、例えば、広報等も踏まえて公表させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 現場に設置してあるカメラに表示を新たに取り付けるので、それをもって公表としますということかと思っていたんですが、広報等で公表するんですね。ということは、既に設置してある120台がどこにどう設置してあって、ここを歩くと防犯カメラに映りますよというのが一元的に見られるようなものを用意するんですか。それはそれでまたやっぱりさっきの議論に戻っちゃいますけれども、あんまりそこまでフルオープンにするのはどうなのかなと思ってしまいます。

なので、ちょっと引っかけすぎですかね。そんな細かいこと言うなと言われそうですけれども、ちょっとその辺り、条例を設定するわけですから行政側の考えというのはやっぱりある程度固まったものを伺いたいなと思ったので、どうやって公表するのかということはもう一度伺いしたいと思いますけれども、決まっていなければ後で決めますでもいいんですけども、どのようなお考えなんですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 確かに細かいところはこれから詰めるんですけども、ただ、今お話ししました広報、あとはホームページという部分は公表したいと考えています。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時40分といたします。

午後2時21分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 何年前でしたか、警察のほうから要望書が出たんです。常任委員会で、たしか石巻だったかに視察に行って、ぜひつけるべきだという可決したというか、常任委員会のほうで報告してあったんです。その当時は復興事業真ただ中であって、これも復興事業が終わったらそれを前向きに考えましよう、設置に向けてやりましようということで今日に至ったわけです。

お話聞きますと、127台がもう既に設置なっていると。それで、今日、この条例が上程され

たんですが、先ほどもちょっとどなたか同僚議員から、総務課長、本当は反対だったみたいな話なんです。まさにそのとおりだったんです。

行政は、やっぱり条例は運用基準とかいろいろな決まりがあって、それに基づいてやるのが行政の仕事なんです。このカメラの設置及び運用という条例、苦しいから最後のところに運用について書かれているんだけど、本来はもっと早くというか、同時ぐらいにせめて提案してもらえばよかったのかなと思います。なぜ今日までになってしまったのか、その辺の説明がなされていないんだよね。ちょっとその辺のところ、お話しできる範囲で。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） ちょっと私の説明不足があったんですけども、昨今のそういったプライバシーですとか個人情報ということを見れば、もっと早くやっていたらよかったのかなという私の感想を言ったんですけども、実はこの条例に関しましては、この条例がなければ防犯カメラを設置はできないということではないんです。実際、他の市町村に関しましては規則だったり要綱で定めているものなんです。

ただ、我々といたしましては、個人の尊厳といいますか人権の最たるものがプライバシーの侵害とっておりますので、つける側、町側に規制をかける、縛りをかけるということでの今回の条例制定ですので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） これは条例なくても別に問題ないということですよ。町に縛りをかけるための条例だということ。じゃあ、住民のプライバシーのことを考えた場合には、この条例はなくてもいいということですね。ここの町では規則とか、うちの町ではどうなんですか。それに関係する規則とか何かというのはあるのか。そこです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） うちの町では、今回の条例制定が初めてでございます。これまでは各施設での要綱だったり規則だったりで運営をしていたというところなんです。今回、個人のプライバシーと制限をかけるものでございますので、町として条例を制定して自主規制を図るというところでございます。

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第13号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第13号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、公益信託に関する法律の施行に対応し、寄附金税額控除等の特例について規定すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第13号について細部説明させていただきます。

議案書については15ページをお開き願います。

上程いたしました今条例につきましては、町長説明のとおり、条例に関係する法律に対応するため、南三陸町町税条例について町民税に係る寄附金税額控除について条項の改正を行う必要が生じたため、改正条例を制定するものであります。

議案関係参考資料の11ページの新旧対照表をお開き願います。

第34条の7第1項につきまして、法改正に伴いまして現行の下線部もしくは金銭及び同項第1号中、現行の下線部もしくは金銭を削除し、同号ケを下線部のように改めるものであります。

次ページ、12ページにつきましては、附則第4条の2で規定する公益法人等に係る町民税の課税の特例について、法改正に伴い削除するものであります。

簡単でございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第14号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第14号南三陸町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に対応するべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第14号について細部説明させていただきます。

議案書の17ページ、お開き願います。

上程いたしました本条例は、町長説明のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律の施行に伴いまして国民健康保険法等が改正され、令和6年、本年12月2日以降は被保険者証が廃止され、マイナンバーカードに被保険者証の機能を設定したマイナ保険証としての利用に統一されます。それに伴いまして、マイナ保険証を所持しない方については、新たに氏名、生年月日、被保険者の記号番号等を記載した資格確認書が交付されることから、これに対応するために関係する4つの条例の一部の改正を行う必要が生じたため、改正条例を制定するものであります。

議案関係参考資料の13ページの新旧対照表をお開き願います。

まず、南三陸町子ども医療費の助成に関する条例において、受給者証の提示について規定している第8条中、現行の下線部「被保険者証または組合員証」を「資格確認書等」に改める

ものであります。

続いて、14ページの新旧対照表をお開き願います。

同様に、南三陸町障害者医療費の助成に関する条例において、同じく受給者証の提示について規定している第8条中、現行の下線部になります「被保険者証または組合員証」を「資格確認書等」に改めるものであります。

続いて、15ページをお開き願います。

これも同じく南三陸町母子・父子医療の助成に関する条例において、受給者証の提示について規定している第8条中、現行の下線部「被保険者証または組合員証」を「資格確認書等」に改めるものであります。

次に、16ページの新旧対照表をお開き願います。

これは南三陸町国民健康保険条例において罰則規定について規定している第9条中、現行の下線部、被保険者証の返還に係る文言等について改めるものです。

以上で細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番伊藤俊君。

○1 番（伊藤 俊君） では、マイナ保険証に関わる改正だということで説明ありました。ちょっといろいろと対象範囲も広いので対象となる方も多いのではないかなと思うんですけども、12月2日からですので、今後、またこれからの期間において何か必要な手続等々、対象者の方々が生じるものなのか、規定では従来の保険証を持っている方は一応最長1年まではそのまま使えるというのも示されているんですけども、改めての資格確認書を12月2日以降にどうしても必要な方は取得すると思うんですけども、今使っている方々は一応1年間の猶予があるという理解でいいのかどうか、その辺も含め確認したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 今回、被保険者証という部分がマイナ保険証に一本化になって資格確認書となりますけれども、今回の改正については、国民健康保険については資格確認書というものを発行します。

他の社会保険について同様の対応になると思いますが、その辺の社会保険、共済等についてはまだはっきりとは、確認したんですけども、国民健康保険でいう資格確認書といったものについて、今現在の時点では確認はしておりません。

大体が今持っている保険証、それが交付から1年、国民健康保険ですと直近の交付というか更新が令和6年8月1日ですので、それから1年間、令和7年の3月31日までは現行の保険証が使えるという形になっております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 必ずしも、この改正があったので、内容上は法改正に伴う文言の修正だと思うんですが、中身的にはやっぱりちょっと使えるのか使えないのかなという不安も生まれがちな内容かなと思いましたが、確認させていただきました。

改めてですけれども、マイナンバーカードを逆に取得を促すですとか必須とするものではないということの理解でもいいのかどうか。だんだん切り替えていかなきゃいけないという国の方針でもありますけれども、ただ、とはいえまだ抵抗がある方も多いのも実情でございますので、そういったところでどういうふうな説明をされていくのか再度確認したい。

あとは資格確認書自体が、これ永久ではなくて、一応、基本的には5年間ほどの有効期限というものが何かどこかに示されていたんですけれども、組合によって多少前後があるというくんだりもあったんですが、この5年間というのも改めて周知が必要なのかどうかも含めて、またちょっと再度お答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） どうしてもやっぱりマイナ保険証にできないというかしないという方も当然いらっしゃいます。当然、その方につきましては、もう12月2日からは従来の保険証が交付できないので、じゃあこれから資格確認書というものを交付しますということで、例えば、窓口に来た場合は交付します。

期限なんですけれども、それは各保険者によって違いまして、一応国民健康保険の場合ですと、各保険者に委ねるといいますか、期限なんですけれども、一応現行の保険証が先ほど申し上げましたとおり大体8月1日から7月31日となっていますので、例えば、それに合わせて保険証自体は発行しないんですけれども、それと同様の期間ということで、例えば、12月2日に交付した資格確認書については、次の年の7月31日までというふうに、今のところなんですけれども、毎年7月31日の期限としておりますので、国民健康保険については5年間ということにはなりません。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 私もまたこれからいろいろ読み解いていかなきゃいけない部分もありますので、また何か疑問点が見つかった場合は、また何かの件のときにお聞きしたいと思います。

す。

あとはちょっと最後お聞きしたいのが、一応こういった形で実施されるということで、そうすると窓口は町民税務課になると思うんですけども、例えば、こういった対象の方々を見ていくと、やはりどうしても子ども医療費ですとかあと障害者ですとか母子・父子家庭の医療費になるので、そうすると、何かどうしても分からない方は1回保健福祉課にまず行ってしまうようなことも発生するのではないかなということも思いまして、その辺ちょっと連携というか周知というか、その辺をしっかりとさせていただくと迷いが少しでも減るのかなあとという意味でお願いしたいんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） おっしゃるとおり、対象となるの方々については、お子さんのいる家庭でしたりそういったところでありますので、当然、そういった方々が相談等にいらっしゃいます保健福祉課のほうと連携を取って、その辺の周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、私からはマイナンバーカードにひもづけになっている人は資格確認書は要らないのではないかとされるんですけども、その辺はどうなのか。マイナンバーカード1つで済むのか。

それから、それぞれ乳幼児とか母子・父子とかありますけれども、それも1つの資格確認書でいいのか、それぞれ持つようになるのか。

それから、最後に3点目は、16ページの罰則規定があります。改正案の9条、世帯主が法第9条第1項もしくは第5項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした場合においては、その者に対して10万円以下の過料に処するとあるんですけども、9条の第1項、第5項というのは何なのか。例えば、忘れてりというようなこともあると思うんですけど、虚偽ではなくて。それは何を根拠に虚偽の届出とするのか、その辺も併せてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） ひもづけについてですけれども、現在、国民健康保険で申しますと直近の数字が、昨日に来ているのが24年の今年の6月現在でありますけれども、6月末現在で、国民健康保険の被保険者がマイナンバーカードに保険証としてひもづけしている方が3,322人のうち1,935人、58.2%、約6割の方々がひもづけされている状況です。

それから、資格確認書をそれぞれ持つのかということですが、母子・父子、子ども医

療、それから小学生と、受給者証はそれぞれ持っておりますので、受給者はそれぞれ持っています。資格確認書というのは、あくまでも保険証の代わりになるものですので1枚だけです。それで、それぞれ持つんじゃなくて、それぞれ持つのは今までどおり受給者証であります。

あと9条の件については、これは国民健康保険法第9条でございまして、虚偽といいますか、大体は皆さん、社会保険喪失してここに加入しますという方で、あえて届出しないという方はよほどでない限りいませんので、例えば、何かけがして病気して病院に行ったら保険証がないという方というのは、よほどであれば自費で払う方もいらっしゃるかもしれませんが、これはあくまでも全然届出をしない方ということになりますので、今まで実際こういった罰則規定に過料を処した例はございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 前の分は分かりましたけれども、罰則規定で、例えば、船から上がって手続を忘れていたとか、スムーズにできないでいる人などもあると思うんです。そうした場合、ただいまないというようなお話でしたけれども、それはそういう誤認というか届出がスムーズにできない人も出てくるかと思うんですけれども、その辺も考慮できるのかどうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 大体は医療保険とあと年金というのが連動しておりますので、そういった年金のまず状況とかが滞っていれば、この方がこの後、移動がどうなっているかというのは、社会保険事務所のほうを確認したりして確認しますので、先ほど言いました、よほどでない限り、例えば、行方不明になったとかそういう場合でない限り、そういった喪失の届出の漏れというのはありません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第15号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第15号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、既存の木造住宅の一部について、その供用を廃止したいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第15号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては18ページ、19ページとなります。説明のほうは議案関係参考資料17ページ以降で御説明をさせていただきたいと思っております。

本条例改正につきましては、老築化した既存の木造住宅の空き家について用途を廃止するというものでございます。

17ページから、それぞれ住宅ごとの項目で新旧対照とさせていただきます。

上の山住宅につきましては、6号、8号を廃止、2戸を廃止するというような内容でございます。

大森B住宅につきましては6号、15号を廃止、それと林住宅につきましては1号、それと柘沢住宅につきましては3号と、次ページの18ページになりますが、15号、それと名足住宅につきましては20号、24号、26号、27号を廃止するものでございます。

峰畑住宅については40号、伊里前住宅につきましては49号、それと次ページ19ページになりますが、52号、56号、計、合わせまして16戸の既存の木造住宅の用途を廃止するものでございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 2点ほどお伺いいたします。

この町営住宅の解体なんですけれども、この中で、各町営住宅の中で私有地を借りて借地料を払っているのが何件あるのか、町有地に建っているのが何件あるのか、その辺と、それから解体後の利用をどのように町は考えているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 借りてある借地の土地ということでございますが、すみません、何棟という形じゃなくて住宅という形でちょっと御説明をさせていただければと思います。まず林住宅、それと大森B住宅、それと名足住宅、あとは伊里前住宅の一部ということになります。

それと解体後、何に利用するのかということでございますが、今後、順次解体していくということございまして、今回、16戸を用途廃止いたしますが、16戸を今年度一気に解体するというのではなく、今年度につきましては名足住宅の7戸を解体する予定としてございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 名足住宅の今7戸とありましたけれども、ここは入居をしていないのか、空き家になっているのか。私的には、名足住宅というとな名足に下りていってすぐの左側の住宅かなあとと思われるんですけれども、そうすると場所が名足住宅、北の沢のほうのことを言うのか、ちょっとその辺が分からないので、多分、あそこに住んでいる人もいるかと思うんですけれども、その辺、再度確認いたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回解体します名足住宅、当然ながら入居者のいない空き家となっている住宅7戸ということでございます。

多分、議員おっしゃった北の沢というのは簡易耐火の北の沢第2住宅のことをおっしゃっているんだと思いますが、ちょうど名足線を行きまして名足保育園を下って左側にある住宅でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、あそこに現在入っている人たちが二、三いると思うんですけれども……。〔「いないと」の声あり〕7戸は解体するんですけれども、入っている人たちがまだいると思うんですけれども、その人たちを除いた7戸ということではよろしいでしょうか。その辺。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） お見込みのとおりでございます。当然ながら、入居されている方の住宅を解体するわけにはまいりませんので、空き家となっている住宅を7戸解体するということでございます。

○議長（星 喜美男君） 終わりました。ほかにありますか。伊藤俊君、3回終わっていますよ。

○1番（伊藤 俊君） それで、ちょっと私からも、今解体の話も出ましたけれども、では解体しないところについて確認させてください。

用途廃止するところは用途廃止するので、順次長寿命化の計画にのっとなって廃止していくんだらうと理解しております。そうなってくると、解体はしばらくまた後になるというところは、建物は残って、その周辺というのはもちろん町で管理されていくとは思いますが、ただ現状を見ると、やはりどうしても行き届かない、特に草がぼうぼうとかというものもあると思いますし、住宅管理についても、例えば、多分ちょっと換気をしないと内部がどんどんどんどん劣化していくということもあるので、そういった管理が解体までの期間しっかりなされるものかという部分をもう1回確認したい。

あとは今ちらっと話出しましたが、現在入居している方々もそうすると順次退去していかないと用途廃止にならないので、こういった誘導というか、引っ越さなきゃいけない部分ですから、直近ではないとは思いますが、誘導というのはどういうふうに計画上誘導していくのか。例えば、もう廃止になるので、1年前ではなくて2年前、3年前からちょっとこういうふうな事情なんですというのを説明されていくのかどうか、ちょっとその部分説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 管理につきましては、当然ながらできる限り管理をしていきたいと。

また、換気等々というお話ですが、解体を前提として廃止をする住宅でございますので、長屋の場合とか、あとはどうしても一定程度管理をしないと隣に住んでいる方に影響を及ぼすとか、あとは戸建てであっても崩れそうになって危険だというようなものについては、当然、適切に管理をしてまいりたいと考えてございます。

それと、おっしゃるとおり、やはり入居者がいるうちはなかなか解体ができないということでございますが、今後の方向性といたしましては、まだちょっと制度その他、何をどうするかというのは明確にはちょっと決まってはございませんが、ある一定の時期と申しますのは、復興住宅に一定程度の空き等が生じる見込みが立った段階で、いろいろな制度、例えばです

が、引っ越し費用であったり、どうしても住宅費の差額というのは結構これ大きく出てまいります。

それと復興住宅に入るという前提で申し上げますと、そのほかに共益費というものも発生いたしますし、さきの議会等でも御質問あったかと思うんですが、共益費等につきましては団地によって一律ではないという部分もありますので、そういった課題等々を整理しつつ、今後は一定程度誘導ができる制度ができたというような段階で、やはりそういった入居されている方々にお移りをいただいて住宅を解体していくということは、今後検討していかなきゃいけないのかなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 計画は計画でしっかり進めていかなければいけない。ただ、現状、住宅利用されている方々というのは、どちらかといえば短い年数ではなくてもう結構長年住んでいる方もいらっしゃると思うんです。そうなってくると、じゃあここはもう何年ですからここに行きましょうというふうにするなり行くかというところではないと思うので、そこはちょっと粘り強くもちろんやっていくしかないと思うんですが、今、県のほうで県営住宅の集約とかでいろいろ問題出ていますけれども、そういったことにならないようにある程度リスク管理もしていただきたいなという気持ちもありますので、今、復興住宅という話も出ましたけれども、入居要件としては、あんまりそういうことはないと思うんですが、復興住宅の入居要件にもし該当しないというケースがあった場合は、例えば、何か案というのは現状あるのか、または今後検討なのか、ちょっとその辺お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、今、現段階でちょっと全て把握しているわけではございませんが、既存の木造住宅に入っている方々は、ほぼ住宅入居に際しては問題がないと、要するに所得上問題がないのかなと考えてございますので、ただ、議員御心配されているような高額所得者と言われる、要は通常町営住宅に入られない方というのは、今、すみません、資料がないので明確にはお答えできないんですが、まずいないと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

そこで伺いたいのは、今回16棟廃止するという事なんですけれども、そこで将来的にあと何年ぐらいでそういう計画というのか、めどは立てているのか、その辺伺いたいのと、あともう1点は、木造の住宅に入っている方が、例えば、復興住宅等に入ったときの町としての激

変緩和のそういう部分は見れないのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 何年を見越しているのかということでございますが、ちょっと非常に難しい問題でございます。復興住宅につきましては、徐々に空き室が増えているとはいうものの、公募しますと一定程度入ってきているということで、今の現段階で既存の住宅の方々を誘導するというのはちょっとなかなか厳しいのかなと考えてございますし、それと先ほどの御質問にもございましたように、当然ながら、入居者の方がいらっしゃるにもかかわらず町の都合で解体をするということになれば、当然ながら、引っ越し費用であったり引っ越し先の住宅家賃との差額であったり、あとは団地の復興住宅という前提でお話をしますと、共益費であったりということで金額の差額が出てまいりますので、その辺の制度設計もしっかりしてからでないとなかなか先には進めないなということで、今後、その辺の見通しも立てながら、なおかつ、そういった制度設計も検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の課長の答弁で大体分かったんですけども、そこで伺いたいのは、やはり誘導というか引っ越ししていただくには、先ほど課長答弁にもあったように、共益費よりもというか、廉価な値段の家賃で多分入っている方たちがほとんどだと思んですけども、そこでできれば町長に伺いたいんですけども、もし、移った場合の、例えば、3年、5年をある程度廉価な形で入れるような仕組みというか、つくれないのかどうか、その辺伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 私もちょっと説明不足で大変申し訳ございません。その辺も含めてどのようにしていくかというのは、現段階では明確には申し上げられませんが、その辺についても検討していくということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第16号 南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第16号南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第16号南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） それでは、議案第16号南三陸町包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書は20ページから21ページ、議案関係参考資料は20ページから22ページとなります。

本条例は、本町において地域包括支援センターが包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な基準を定めた条例であります。今般の厚生労働省の改正に伴いまして、その省令に準じまして町の条例を改正するものであります。地域包括支援センターには、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のいわゆる3職種を配置しなければならないということとされておりますが、昨今、全国的に人材確保が困難になってきている現状を踏まえ、職員配置基準を柔軟化する内容の改正となります。

議案関係参考資料20ページ、新旧対照表の改正案第4条の下線部におきましては、3職種の職員の配置は原則常勤の職員として規定されていたところを非常勤であっても定められた人数が配置されたとみなすことが可能となる規定を追加するものでございます。

また、議案関係参考資料、次ページ、21ページ、改正案第4条第2項の下線部におきましては、市町村内に複数の地域包括支援センターを設置している場合、運営の質を確保した上で、

地域の実情に応じて3職種のうち2職種以上を配置すれば配置基準を満たすなど、柔軟な配置が可能となる規定を追加するものでございます。

なお、3職種配置の基準緩和につきましては、今申し上げましたとおり、複数の地域包括支援センターを設置している市町村に適用されるものでありまして、本町の場合は地域包括支援センター単独での設置ということでございますので、現行体制において今回の条例改正による影響などはございません。

以上、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を再開し本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時23分 延会

